

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規 則

○動物の愛護及び管理に関する法律施行細則……………	(自然環境課)	1
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………	(保健福祉部総務課)	3
○北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………	(医療政策課)	4
○北海道障害者介護給付費等不服審査会規則……………	(障害者保健福祉課)	4
○札幌医科大学附属病院使用料条例施行規則の一部を改正する規則……………	(総務部総務課)	4
○支庁長事務委任規則の一部を改正する規則……………	(人事課)	5
○保健所長事務委任規則の一部を改正する規則……………	(人事課)	5
○機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則……………	(人事課)	5
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………	(循環型社会推進課)	6
○北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(自然環境課)	9
○母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………	(子ども未来づくり推進室)	10
○北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……………	(国民健康保険課)	12
○北海道立衛生学院学則の一部を改正する規則……………	(医療政策課)	13
○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………	(医務業務課)	13
○医療法施行細則の一部を改正する規則……………	(医務業務課)	13
○介護保険法施行細則の一部を改正する規則……………	(介護保険課)	32
○北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則……………	(障害者保健福祉課)	35
○北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則……………	(障害者保健福祉課)	36
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………	(障害者保健福祉課)	36

○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………	(障害者保健福祉課)	38
○北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則……………	(商工振興課)	40
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	(建設部総務課)	40
○北海道公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則……………	(公園下水道課)	41
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………	(住宅課)	43
○北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則……………	(労働委員会事務局総務課)	44
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則を廃止する規則……………	(障害者保健福祉課)	45

訓 令

○北海道建築物等保全規程……………	(計画管理課)	45
○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令……………	(人事課)	46
○北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令……………	(人事課)	48
○北海道公印規程の一部を改正する訓令……………	(法制文書課)	48

北 海 道

北海道教育委員会 訓令

北海道警察本部

○北海道生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令……………	(教育庁生涯学習課)	49
---------------------------------	------------	----

北 海 道

北海道選挙管理委員会

北海道人事委員会

北海道監査委員会 訓令

北海道議会

北海道企業局

○北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………	(職員厚生課)	49
-------------------------------	---------	----

規 則

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則をここに公布する。
平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第43号

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の施行については、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（動物取扱業者登録簿の様式）

第2条 法第11条第1項の動物取扱業者登録簿は、別記第1号様式によるものとする。

（動物取扱責任者研修の受講の申込み及び受講証明書の交付）

第3条 法第22条第3項の動物取扱責任者研修（以下「研修」という。）を受けようとする者は、別記第2号様式の動物取扱責任者研修受講申込書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、研修を受けた者に対し、別記第3号様式の受講証明書を交付しなければならない。

（省令第10条第3項ただし書の知事が別に定める場合等）

第4条 省令第10条第3項ただし書の知事が別に定める場合は、動物取扱業者から動物取扱責任者に他の都府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が開催する研修を受けさせたい旨の申出があり、かつ、その申出に理由があると知事が認めた場合とする。

2 動物取扱業者は、動物取扱責任者が前項の研修を受けたときは、速やかに、当該研修を受けたことを確認できる書類を知事に提出しなければならない。

（許可の有効期間）

第5条 省令第14条に規定する知事が定める期間は、法第28条第1項の許可の日から起算して5年とする。

（犬又は猫の引取りの申請）

第6条 法第35条第1項の規定による引取りの申請は、別記第4号様式の申請書を提出して行うものとする。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

動物取扱業者登録簿

整理番号	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	住所	事業所		動物取扱責任者の氏名	主として取り扱う動物の種類及び数	登録年月日	登録番号	備考		
			名称	所在地					移動用の飼養施設の所在地	種別	その他

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別記第2号様式（第3条関係）

収入証紙ちょう付欄	※ 受 講 番 号	
	※ 受講証明書番号	

動物取扱責任者研修受講申込書

年 月 日

北海道知事 様

申 込 者 住 所

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日生

動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項の動物取扱責任者研修を受けたいので、手数料を添えて次のとおり申し込みます。

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 業 の 種 別	
4 受 講 の 期 日	年 月 日
5 受 講 の 場 所	支庁

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式（第3条関係）

第 号

受講証明書

氏名

生年月日 年 月 日生

事業所の名称

事業所の所在地

上記の者は、次のとおり動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修を受講したことを証明します。

1 受講年月日 年 月 日

2 受講場所 支庁

年 月 日

北海道知事 印

別記第4号様式（第6条関係）

犬又は猫の引取り申請書

年 月 日

保健所長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定により、犬又は猫の引取りを求めたいので、次のとおり申請します。

1 犬又は猫の数及び特徴

(1) 犬 頭

区 分	1	2	3
種 類			
年 齢	歳 か月	歳 か月	歳 か月
性 別	雄 ・ 雌	雄 ・ 雌	雄 ・ 雌
マイクロチップID番号			
不妊措置実施の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

毛 色			
狂犬病予防法に基づく登録の有無など ・登録有り 登録年度： 年度 登録番号： 狂犬病予防注射実施の有無 （有り（注射済票番号） 無し ・登録無し	・登録有り 登録年度： 年度 登録番号： 狂犬病予防注射実施の有無 （有り（注射済票番号） 無し ・登録無し	・登録有り 登録年度： 年度 登録番号： 狂犬病予防注射実施の有無 （有り（注射済票番号） 無し ・登録無し	・登録有り 登録年度： 年度 登録番号： 狂犬病予防注射実施の有無 （有り（注射済票番号） 無し ・登録無し

(2) 猫 匹

区 分	1	2	3
種 類			
年 齢	歳 か月	歳 か月	歳 か月
性 別	雄 ・ 雌	雄 ・ 雌	雄 ・ 雌
マイクロチップID番号			
不妊措置実施の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
毛 色			

2 申請の理由

（北海道収入証紙ちょう付欄）

備考

- 区分欄が4以上必要な場合は、別紙とすること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第44号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第21号）附則た

だし書に規定する規定の施行期日は、平成18年4月1日とする。

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第45号

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道衛生学院条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第129号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、平成18年4月1日とする。

北海道障害者介護給付費等不服審査会規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第46号

北海道障害者介護給付費等不服審査会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例（平成18年北海道条例第6号）第5条の規定に基づき、北海道障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、不服審査会に取り扱わせる事件の範囲を定めるものとする。

（合議体を構成する委員の定数）

第2条 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第48条第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

（会長への委任）

第3条 不服審査会の運営に関し必要な事項は、会長が不服審査会に諮って定める。（不服審査会に取り扱わせる事件）

第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第97条第1項の審査請求の事件を不服審査会に取り扱わせるものとする。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 審査請求の内容が利用者の負担に関するものである場合
- (3) その他知事が障害者及び障害児の福祉に係る専門的な審査を要しないと認める場合

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

札幌医科大学附属病院使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第47号

札幌医科大学附属病院使用料条例施行規則の一部を改正する規則

札幌医科大学附属病院使用料条例施行規則（昭和32年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成6年厚生省告示第237号」を「平成18年厚生労働省告示第99号（以下「告示」という。）」に改め、「（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者（以下「老人医療受給対象者」という。）に係るものにあつては、老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第253号）による額）」を削り、同項ただし書中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「告示」に改め、「（老人医療受給対象者に係るものにあつては、老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準による額）」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区 分	手 数 料 の 額	摘 要
病理組織迅速顕微鏡検査	1手術につき20,895円	
病理組織顕微鏡検査	1臓器につき9,240円（電子顕微鏡による検査を行う場合にあっては21,000円を、免疫抗体法を用いた検査を行う場合にあっては3,675円をそれぞれ加算した額）。ただし、既作製標本を診断する場合にあっては、1件につき2,100円	リンパ節については、所属リンパ節ごとに1臓器として数える。
エストロゲンレセプター検査	7,560円	
プロゲステロンレセプター（P g R）検査	7,245円	
H E R 2 タンパク	7,245円	
H E R 2 遺伝子	26,250円	
染色体検査	21,000円	

別記第1号様式（3葉）中

「

区	分	手	数	料
病理学的検査	病理組織迅速顕微鏡検査	1手術につき	18,795円（×）	円
	病理組織顕微鏡検査	1臓器につき	9,240円（×）	円
		電子顕微鏡による検査（加算）	12,600円（×）	円
		免疫抗体法による検査（加算）	3,150円（×）	円
		既作製標本診断	2,100円（×）	円

」

を

「

区	分	手	数	料
病理学的検査	病理組織迅速顕微鏡検査	1手術につき	18,795円（×）	円
	病理組織顕微鏡検査	1臓器につき	9,240円（×）	円
		電子顕微鏡による検査（加算）	12,600円（×）	円
		免疫抗体法を用いた検査（加算）	3,150円（×）	円
		既作製標本診断	2,100円（×）	円
	エストロゲンレセプター検査	7,560円（×）	円	
	プロゲステロンレセプター（PgR）検査	7,245円（×）	円	
	HER2タンパク	7,245円（×）	円	
	HER2遺伝子	26,250円（×）	円	
	染色体検査	21,000円（×）	円	

」

に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第48号

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則

支庁長事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

企画振興部の項3の事項中「第13条第1項」を「第13条の22第1項」に改める。

水産林務部の項6の事項中「、管理及び運営」を削り、同項7の事項から9の事項までを削る。

建設部の項1の事項(3)を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第49号

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長事務委任規則（昭和57年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。

第36号中「第18条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第50号

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則

（北海道職員倫理規則の一部改正）

第1条 北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

（知事が保有する個人情報の保護に関する規則等の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の規定中「総務部法制文書課行政情報センター」を「総務部人事局法制文書課行政情報センター」に改める。

(1) 知事が保有する個人情報の保護に関する規則（平成6年北海道規則第97号）第2条第3項

(2) 北海道知事の資産等の公開に関する規則（平成7年北海道規則第96号）第10条第2項及び第3項

(3) 北海道情報公開条例の施行に関する規則（平成10年北海道規則第44号）第2条（北海道税条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。
第3条中「税務部長（税務部を置かない支庁の総務部長を含む。）」を「地域振興部長」に改める。

（北海道公害紛争処理条例施行規則及び北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 次に掲げる規則の規定中「北海道環境生活部環境室環境保全課」を「北海道環境生活部環境局環境保全課」に改める。

(1) 北海道公害紛争処理条例施行規則（昭和45年北海道規則第111号）第2条

(2) 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第71号）第5条第1項

（北海道地方薬事審議会条例施行規則の一部改正）

第5条 北海道地方薬事審議会条例施行規則（昭和37年北海道規則第55号）の一部を次のように改める。

第10条中「保健福祉部医務業務課」を「保健福祉部保健医療局医務業務課」に、「食の安全推進室畜産振興課」を「農政部食の安全推進局畜産振興課」に改める。

（父母のない児童の身元保証に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 父母のない児童の身元保証に関する条例施行規則（昭和31年北海道規則第68号）の一部を次のように改める。

別記第2号様式中「道経済部雇用対策課」を「道経済部労働局雇用労政課」に改める。
（建築士法施行細則の一部改正）

第7条 建築士法施行細則（昭和25年北海道規則第257号）の一部を次のように改める。

別記第1号様式中「支庁経済部建設指導課」を「支庁産業振興部建設指導課（土木現業所企画総務部建設指導課）」に改める。

（北海道営住宅条例施行規則の一部改正）

第8条 北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改める。

別記第15号様式その1及びその2、別記第17号様式その1及びその2、別記第29号様式その1及びその2、別記第32号様式その1からその5までの規定並びに別記第37号様式中「支庁建設指導課」を「支庁産業振興部建設指導課（土木現業所企画総務部建設指導課）」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第51号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（産業廃棄物処理業等の許可の申請に係る特例）

第8条の2 法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けようとする者は、当該許可を申請する際に、省令第9条の2第3項各号（省令第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる基準のいずれにも該当し、又は第10条の4第3項各号（省令第10条の9第3項、第10条の16第2項及び第10条の22第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる基準のいずれにも該当する旨を別記第22号様式の2により申し出た場合であって、知事が当該基準のいずれにも該当するものと認めたときには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類の添付を要しない。

(1) 省令第9条の2第3項各号に掲げる基準のいずれにも該当する場合 同項（省令第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。）に規定する書類

(2) 省令第10条の4第3項各号に掲げる基準のいずれにも該当する場合 同項（省令第10条の9第3項、第10条の16第2項及び第10条の22第3項において準用する場合を含む。）に規定する書類

2 知事は、前項の規定による申出を行った者が当該申出に係る基準のいずれにも該当するものと認められないときは、その旨を当該者に通知しなければならない。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（欠格要件に係る届出）

第15条の3 省令第5条の5の3、第10条の10の2、第10条の24及び第12条の11の3に規定する届出書の様式は、別記第25号様式の5とする。

第16条中「第19条の10第3項」を「第19条の11第3項」に改める。

第17条第1項中「第15条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第2項中「第17条」を「第19条」に改め、同条第3項中「第18条」を「第20条」に改め、同条第4項中「第19条」を「第21条」に改め、同条第5項中「政令第20条」を「政令第22条」に改める。

第18条第1項中「第18条」を「第20条」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

(事故時の措置等の届出)

第19条の2 法第21条の2第1項の規定による届出は、別記第32号様式の2の特定処理施設における事故時の措置等届出書によってしなければならない。

第21条第2項中「第15条第1項、第18条第1項及び第19条第1項」を「第17条第1項、第20条第1項及び第21条第1項」に改める。

別記第2号様式中

許可の条件	
-------	--

を

許可の条件	
許可を受けていることを証する書類の提出の有無	有 ・ 無

に改める。

別記第22号様式の次に次の1様式を加える。

別記第22号様式の2 (第8条の2関係)

申 出 書	
年 月 日	
北海道知事 様	
申出者	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条の2第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第3項各号(第10条の9第2項において準用する同規則第9条の2第3項各号、第10条の12第2項において準用する同	

規則第9条の2第3項各号、第10条の22第2項において準用する同規則第9条の2第3項各号、第10条の4第3項各号、第10条の9第3項において準用する同規則第10条の4第3項各号、第10条の16第2項において準用する同規則第10条の4第3項各号、第10条の22第3項において準用する同規則第10条の4第3項各号)に掲げる基準のいずれにも該当しますので、申し出ます。

注 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 申出者が不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しないことを明らかにする書類
- 2 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類
 - (1) 申出者が法第14条第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者、法第14条の2第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者、法第14条の4第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は法第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者である場合 申出者がインターネットを利用する方法により公開している省令第9条の2第3項第2号の表(省令第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係る情報を印刷したものであって許可の申請時点のもの及び公開開始時点のもの並びに主要な更新履歴(いずれも日付が明示されたものに限る。)
 - (2) 申出者が法第14条第6項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者、法第14条の2第1項の規定により産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者、法第14条の4第6項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は法第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者である場合 申出者がインターネットを利用する方法により公開している省令第10条の4第3項第2号の表(省令第10条の9第3項、第10条の16第2項及び第10条の22第3項において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係る情報を印刷したものであって許可の申請時点のもの及び公開開始時点のもの並びに主要な更新履歴(いずれも日付が明示されたものに限る。)

(日本工業規格 A4)

別記第25号様式の4の次に次の1様式を加える。

別記第25号様式の5 (第15条の3関係)

欠格要件に係る届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

欠格要件に該当するに至ったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項（第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第4項、第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第4項、第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第6項）の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物処理施設の設置の場所	
廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件及び具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	
事務処理欄※	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 「廃棄物処理施設の設置の場所」欄及び「廃棄物処理施設の種類」欄は、当該施設の設置者のみ記載すること。 3 「許可年月日及び許可番号」欄は、一般廃棄物処理施設設置者にあっては法第8条第1項の許可の年月日及び許可番号、産業廃棄物処理業者にあっては法第14条第1項又は第6項の許可の年月日及び許可番号、産業廃棄物処理施設設置者にあっては法第15条第1項の許可の年月日及び許可番号を記載すること。	

（日本工業規格 A4）

別記第26号様式中「第19条の10第3項」を「第19条の11第3項」に改める。
別記第27号様式（表）中「第15条第1項」を「第17条第1項」に改める。
別記第29号様式中「（第18条）」を「（第17条）」に、「第18条の」を「第20条の」に改める。

別記第30号様式中「第19条」を「第21条」に改める。
別記第32号様式の次に次の1様式を加える。

別記第32号様式の2（第19条の2関係）

特定処理施設における事故時の措置等届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者
住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定処理施設において破損その他の事故が発生し、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

△特定処理施設の概要	特定処理施設の所在地	
	特定処理施設の種類	
	処理する廃棄物の種類	
	許可（設置）年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
	処 理 能 力	
△事故の	発 生 日 時	
	発 生 箇 所	

概要	事 故 の 状 況
措置の概要	
※事務処理欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、写真等を利用すること。 3 特定処理施設の概要について (1) 特定処理施設の種類については、政令第24条第1号に掲げる施設にあっては許可申請書（届出書）に記載されている施設の種類の記載し、同条第2号に掲げる施設にあっては次に掲げる設備から該当するものを記載すること。 （ 焼却設備、熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の溶融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備、メタン回収設備、廃油の蒸留設備、特管） （ 廃酸・廃アルカリの中和設備） (2) 処理する廃棄物の種類については、実際に処理するすべての廃棄物について記載すること。 (3) 許可（設置）年月日及び許可番号については、政令第24条第1号に掲げる施設にあっては許可（届出）年月日及び許可（届出）番号を記載し、同条第2号に掲げる施設にあっては設置年月日を記載すること。 4 事故の概要について 事故の状況については、破損等の程度、汚水、気体等の飛散、流出、発散等の程度並びに処理施設の稼働及び周辺環境に及ぼす影響について具体的に記載すること。 5 措置の概要について 事故の発生箇所や状況に応じて講じた応急措置の内容について、その効果並びに周辺住民及び市町村等関係機関への対応状況を含めて記載すること。 6 特定処理施設の処理系統図、平面図その他参考となるものを添付すること。	
（日本工業規格 A4）	
附 則	
1 この規則は、公布の日から施行する。	
2 この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条の2第1項の規定の適用については、平成18年9月30日までの間は、同項中「第9条の2第3項各号」とあるのは「第9条の2第3項各号（第3号を除く。））」と、「第10条の4第3項各号」とあるのは「第10条の4第3項各号（第3号を除く。））」とする。	

号」とあるのは「第9条の2第3項各号（第3号を除く。））」と、「第10条の4第3項各号」とあるのは「第10条の4第3項各号（第3号を除く。））」とする。	
北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
平成18年3月31日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第52号	
北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。	
第2条を削る。	
第3条中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第2条とする。	
第4条から第14条までを削る。	
第15条中「第24条第1項」を「第12条」に、「別記第13号様式」を「別記第1号様式」に改め、同条を第3条とする。	
第16条第1項中「第25条第2項」を「第13条第2項」に、「別記第14号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第4条とする。	
第17条第1項中「第26条」を「第14条前段」に、「別記第15号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2項中「第26条後段」を「第14条後段」に、「別記第16号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第5条とする。	
第18条の見出し中「第28条第3項」を「第16条第3項」に改め、同条中「第28条第3項」を「第16条第3項」に改め、同条第1号、第2号及び第4号中「飼養に」を「取扱いに」に改め、同条を第6条とする。	
第19条の見出し中「第29条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条中「第29条第2項」を「第17条第2項」に、「別記第17号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第7条とする。	
第20条及び第21条を削る。	
別表第1を削る。	
別表第2中「（第3条関係）」を「（第2条関係）」に改め、同表を別表とする。	
別表第3を削る。	
別記第1号様式から別記第12号様式までを削る。	
別記第13号様式中「（第15条関係）」を「（第3条関係）」に、「危険動物」を「特定動物」に、「第24条」を「第12条」に改め、同様式を別記第1号様式とする。	
別記第14号様式中「（第16条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式を別記第2号様式とする。	

別記第15号様式中「（第17条関係）」を「（第5条関係）」に、「第26条」を「第14条前段」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第16号様式中「（第17条関係）」を「（第5条関係）」に、「第26条後段」を「第14条後段」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第17号様式中「（第19条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同様式（表）中「第29条第1項」を「第17条第1項」に改め、同様式（裏）中「**第28条**」を「**第16条**」に、「**第29条 知事**」を「**第17条 知事**」に、「**第38条**」を「**第25条**」に、「(1)～(3)」を「(1)、(2)」に、「(4) 第29条第1項」を「(3) 第17条第1項」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第18号様式及び別記第19号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第53号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和42年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。
第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）の施行については、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号。以下「改正政令」という。）及び母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条の見出しを「（権限の委任）」に改め、同条中「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。
 - (1) 法第20条の規定による母子家庭等日常生活支援事業の開始の届出の受理に関すること。
 - (2) 法第21条（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定による母子家庭等

日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の廃止又は休止の届出の受理に関すること。
(3) 法第22条第1項（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定による母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業を行う者に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査に関すること。

- (4) 法第23条（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定による母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の制限又は停止の命令に関すること。
- (5) 法第33条第3項の規定による寡婦日常生活支援事業の開始の届出の受理に関すること。
- (6) 省令第3条第2項の規定による母子家庭等日常生活支援事業の収支予算書及び事業計画書の受理に関すること。
- (7) 省令第4条（省令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による重大な変更を加えた旨の届出の受理に関すること。
- (8) 省令第8条第2項の規定による寡婦日常生活支援事業の収支予算書及び事業計画書の受理に関すること。

本則に次の6条を加える。

（母子家庭等日常生活支援事業の開始の届出）

第25条 法第20条の規定による届出は、別記第23号様式の母子家庭等日常生活支援事業開始届によってしなければならない。

（母子家庭等日常生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第26条 法第21条の規定による届出は、別記第24号様式の母子家庭等日常生活支援事業廃止（休止）届によってしなければならない。

（寡婦日常生活支援事業の開始の届出）

第27条 法第33条第3項の規定による届出は、別記第25号様式の寡婦日常生活支援事業開始届によってしなければならない。

（寡婦日常生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第28条 法第33条第4項において準用する法第21条の規定による届出は、別記第26号様式の寡婦日常生活支援事業廃止（休止）届によってしなければならない。

（母子家庭等日常生活支援事業の届出事項の変更の届出）

第29条 省令第4条の規定による届出は、別記第27号様式の母子家庭等日常生活支援事業変更届によってなければならない。

（寡婦日常生活支援事業の届出事項の変更の届出）

第30条 省令第9条第2項において準用する省令第4条の規定による届出は、別記第28号様式の母子家庭等日常生活支援事業変更届によってなければならない。

別記第6号様式中「印鑑及び次の書類を持参して、市の福祉事務所又は町村役場に来て」を「同封の母子（寡婦）福祉資金借用書に押印し、借主及び保証人の印鑑証明書を添付して提出して」に改め、同様式(1)の事項から(3)の事項までを削る。

別記第22号様式の次に次の6様式を加える。

別記第23号様式（第25条関係）

母子家庭等日常生活支援事業開始届

年 月 日

保健福祉事務所長 様

届出者 住 所
氏 名 ㊞
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名)

母子及び寡婦福祉法第20条の規定により、母子家庭等日常生活支援事業を開始します
ので、次のとおり届け出ます。

- 1 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 2 条例、定款その他の基本約款
- 3 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

4 主な職員の氏名及び経歴

職 種	氏 名	経 歴

5 事業開始の予定年月日

6 収支予算書及び事業計画書 別紙のとおり

別記第24号様式（第26条関係）

母子家庭等日常生活支援事業廃止（休止）届

年 月 日

保健福祉事務所長 様

届出者 住 所
氏 名 ㊞
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名)

母子及び寡婦福祉法第21条の規定により、母子家庭等日常生活支援事業を廃止（休
止）しますので、次のとおり届け出ます。

- 1 廃止（休止）予定年月日
- 2 廃止（休止）の理由
- 3 休止の予定期間

別記第25号様式（第27条関係）

寡婦日常生活支援事業開始届

年 月 日

保健福祉事務所長 様

届出者 住 所
氏 名 ㊞
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名)

母子及び寡婦福祉法第33条第3項の規定により、寡婦日常生活支援事業を開始します
ので、次のとおり届け出ます。

- 1 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 2 条例、定款その他の基本約款
- 3 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

4 主な職員の氏名及び経歴

職 種	氏 名	経 歴

5 事業開始の予定年月日

6 収支予算書及び事業計画書 別紙のとおり

別記第26号様式（第28条関係）

寡婦日常生活支援事業廃止（休止）届

年 月 日

保健福祉事務所長 様

届出者 住 所
氏 名 (印)
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名)

母子及び寡婦福祉法第33条第4項において準用する同法第21条の規定により、寡婦日
常生活支援事業を廃止（休止）しますので、次のとおり届け出ます。

- 1 廃止（休止）予定年月日
- 2 廃止（休止）の理由
- 3 休止の予定期間

別記第27号様式（第29条関係）

母子家庭等日常生活支援事業変更届

年 月 日

保健福祉事務所長 様

届出者 住 所
氏 名 (印)
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名)

母子及び寡婦福祉法施行規則第4条の規定により、母子家庭等日常生活支援事業を変
更しましたので、次のとおり届け出ます。

- 1 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 2 条例、定款その他の基本約款
- 3 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

- 4 事業開始の予定年月日
- 5 変更年月日
- 6 収支予算書及び事業計画書 別紙のとおり

注 変更した部分のみ記入すること。

別記第28号様式（第30条関係）

寡婦日常生活支援事業変更届

年 月 日

保健福祉事務所長 様

届出者 住 所
氏 名 (印)
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名)

母子及び寡婦福祉法施行規則第9条第2項において準用する同規則第4条の規定によ
り、寡婦日常生活支援事業を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

- 1 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 2 条例、定款その他の基本約款
- 3 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

- 4 事業開始の予定年月日
 - 5 変更年月日
 - 6 収支予算書及び事業計画書 別紙のとおり
- 注 変更した部分のみ記入すること。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第54号

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
（北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成17年北海道規則
第132号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年
厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改める。

（北海道保健所条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に、「告示第54号別表第1」を「告示別表第1」に、「告示第54号別表第2」を「告示別表第2」に改め、同条第2項中「告示第54号別表第1」を「告示別表第1」に、「特定疾患療養指導料」を「特定疾患療養管理料」に、「診療情報提供料(A)及び診療情報提供料(B)」を「診療情報提供料(I)及び診療情報提供料(II)」に、「告示第54号別表第2」を「告示別表第2」に改める。

別表中「告示第54号別表第1」を「告示別表第1」に改める。

（北海道立小児総合保健センター条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道立小児総合保健センター条例施行規則（昭和52年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第55号

北海道立衛生学院学則の一部を改正する規則

北海道立衛生学院学則（昭和37年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

目次中「寄宿舎」を「職員組織」に改める。

第1条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 職員組織

（職員組織）

第24条 学院に、学院長、専任教員、事務職員その他必要な職員を置く。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第56号

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則（昭和46年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

臨床検査技師等に関する法律施行細則

第1条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（）」を「臨床検査技師等に関する法律（）」に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を「臨床検査技師等に関する法律施行令」に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改める。

別記第2号様式から別記第6号様式までの規定中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第4項及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律第20条の4第4項及び臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第57号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（診療所の療養病床に係る変更事項の届出）

第7条の2 政令第4条第2項の規定による診療所の療養病床に係る変更事項の届出は、別記第4号様式の病院（診療所・助産所）開設変更届によってしなければならない。

第8条中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

第21条中「又は診療放射性同位元素」を「、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に改める。

第25条中「又は診療用放射性同位元素」を「、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影

診療用放射性同位元素」に、「診療用放射線照射器具等翌年使用届」を「診療用放射線照射器具等翌年使用予定届」に改める。

第26条第2項中「又は診療用放射性同位元素」を「、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に改め、同条第3項中「又は診療用放射性同位元素」を「、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に、「診療用放射性同位元素廃止届」を「診療用放射性同位元素等廃止届」に改め、同条第4項中「診療用放射性同位元素を」を「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を」に、「診療用放射性同位元素の廃止後の措置届」を「診療用放射性同位元素等廃止後の措置届」に改める。

第27条の2中「別記第29号様式の2」を「別記第30号様式」に改める。

第27条の3中「別記第29号様式の3」を「別記第31号様式」に改める。

第27条の4中「別記第29号様式の4の病院（診療所）管理者理事就任免除申請書」を「別記第32号様式の管理者理事就任免除認可申請書」に改める。

第28条中「別記第30号様式」を「別記第33号様式」に改める。

第29条中「別記第31号様式」を「別記第34号様式」に改める。

第30条中「別記第32号様式」を「別記第35号様式」に改める。

第31条中「別記第33号様式」を「別記第36号様式」に改める。

第32条中「別記第34号様式」を「別記第37号様式」に改める。

第33条中「別記第35号様式」を「別記第38号様式」に改める。

第34条中「別記第36号様式」を「別記第39号様式」に改める。

第34条の次に次の1条を加える。

（特別代理人の選任の請求）

第34条の2 法第68条において準用する民法（明治29年法律第89号）第57条の規定による特別代理人の選任の請求は、別記第40号様式の特別代理人選任請求書によってしなければならない。

第35条中「省令第37条」を「政令第5条の7」に、「別記第37号様式」を「別記第41号様式」に改める。

第35条の2中「省令第37条の2」を「政令第5条の8」に、「別記第37号様式の2」を「別記第42号様式」に改める。

第37条ただし書を削り、同条中第17号を第21号とし、第14号から第16号までを4号ずつ繰り下げ、同条第13号中「の規定による開設」を「若しくは第2項の規定による病院等の開設等」に、「及び閉鎖命令」を「又は同条第1項の規定による病院等の閉鎖の命令」に改め、同号を同条第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 法第30条の規定による弁明の機会の付与に関する事。

第37条中第12号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 法第28条の規定による病院等の管理者の変更の命令に関する事。

第37条中第11号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 法第25条第2項の規定による診療録等の提出の命令に関する事。

第37条第10号中「第24条」を「第24条第1項」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「他の病院」を「他の病院等」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「管理等」を「管理」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第7条第3項の規定による診療所の療養病床の設置又は療養病床の病床数等の変更の許可に関する事。

別記第1号様式中「北海道知事様を「保健所長様」に改め、同様式4の事項及び5の事項中「医師又は」を「臨床研修修了医師又は」に改め、同様式7の事項及び8の事項を次のように改める。

7 敷地の面積及び平面図

(1) 敷地の面積 平方メートル

(2) 敷地の平面図 別添平面図のとおり

8 敷地周囲の見取図等

(1) 敷地周囲の見取図 別添見取図のとおり

(2) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域

(3) 防火地域又は準防火地域の指定の有無

別記第1号様式10の(3)の事項中「

滅菌手洗の有無

」を「

清潔な手洗いの設備の有無

」に改め、同様式19の事項を次のように改める。

19 予定している管理者

氏 名	住 所	生 年 月 日	臨床研修を修了した旨の登録（歯科医籍登録）	
			番 号	年 月 日

別記第1号様式備考2の事項を次のように改める。

2 開設者が臨床研修修了医師又は歯科医師であるときは、医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証の写し又は歯科医師免許証の写しを添付すること。ただし、開設者が医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第8条の規定により医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは医師免許証

の写しを添付すること。

別記第1号様式備考3の事項中「(2部)」を削り、同事項を同様式備考4の事項とし、同様式備考2の事項の次に次の1事項を加える。

3 前項ただし書に規定する場合にあっては、19の事項中番号の欄は医籍登録の番号を、年月日の欄は医籍登録の年月日を記入すること。

別記第1号様式の2、別記第3号様式及び別記第3号様式の2中

「北海道知事様」を「保健所長様」に改める。

別記第4号様式備考(1)の事項中「医師(」を「臨床研修修了医師(」に改め、「歯科診療所、」を削り、同様式備考(5)の事項を次のように改める。

(5) 病院(診療所)の管理者を変更したときは、変更後の管理者に係る医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証の写し又は歯科医師免許証の写しを添付すること。ただし、変更後の管理者が医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第8条の規定により医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは医師免許証の写しを添付すること。

別記第4号様式備考の事項に次の3事項を加える。

(6) 助産所の管理者を変更したときは、変更後の管理者の助産師免許証の写しを添付すること。

(7) 臨床研修修了医師又は歯科医師が開設者である診療所の診療に従事する医師又は歯科医師を変更したときは、新たに診療に従事する医師又は歯科医師の医師免許証又は歯科医師免許証の写しを添付すること。

(8) 助産師が開設者である助産所の業務に従事する助産師を変更したときは、新たに業務に従事する助産師の助産師免許証の写しを添付すること。

別記第5号様式4の事項を次のように改める。

4 管理者

氏名	住所	生年月日	臨床研修を修了した旨の登録 (歯科医籍登録、助産師籍登録)	
			番号	年月日

別記第5号様式6の事項中「薬剤師籍登録」を「薬剤師

名簿登録」に改め、同様式中備考2の事項を備考4の事項とし、同様式備考1の事項中「管理者及び」を削り、同事項を同様式備考3の事項とし、同事項の前に次の2事項を

加える。

1 病院(診療所)にあっては、管理者に係る医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証の写し又は歯科医師免許証の写しを添付すること。ただし、当該管理者が医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第8条の規定により医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは医師免許証の写しを添付すること。

2 前項ただし書に規定する場合にあっては、4の事項中番号の欄は医籍登録の番号を、年月日の欄は医籍登録の年月日を記入すること。

別記第6号様式7の事項及び8の事項を次のように改める。

7 敷地の面積及び平面図

(1) 敷地の面積 平方メートル
(2) 敷地の平面図 別添平面図のとおり

8 敷地周囲の見取図等

(1) 敷地周囲の見取図 別添見取図のとおり
(2) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域
(3) 防火地域又は準防火地域の指定の有無

別記第6号様式10の(1)の事項中「滅菌手洗の有無」を「清潔な手洗いの設備の有無」に改め、同様式15の

事項を次のように改める。

15 管理者

氏名	住所	生年月日	臨床研修を修了した旨の登録 (歯科医籍登録、助産師籍登録)	
			番号	年月日

別記第6号様式備考2の事項を次のように改める。

2 開設者が臨床研修修了医師又は歯科医師であるときは、医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証の写し又は歯科医師免許証の写しを添付すること。ただし、開設者が医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第8条の規定により医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは医師免許証の写しを添付すること。

別記第6号様式備考の事項に次の2事項を加える。

3 前項ただし書に規定する場合にあっては、15の事項中番号の欄は医籍登録の番号を、年月日の欄は医籍登録の年月日を記入すること。

4 診療に従事する医師又は歯科医師の医師免許証又は歯科医師免許証の写しを添付すること。

別記第11号様式中「北海道知事様を「保健所長様」に改める。

別記第12号様式中「北海道知事様を「保健所長様」に改め、同様式の5の事項及び備考の事項を次のように改める。

5 管理者にしようとする者

氏 名	住 所	生年月日	臨床研修を修了した旨の登録 (歯科医籍登録、助産師籍登録)	
			番 号	年 月 日

備考

- 1 管理者にしようとする者に係る医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証の写し、歯科医師免許証の写し、助産師免許証の写し又は助産婦名簿の謄本を添付すること。ただし、当該管理者にしようとする者が医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第8条の規定により医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは医師免許証の写しを添付すること。
- 2 前項ただし書に規定する場合にあっては、5の事項中番号の欄は医籍登録の番号を、年月日の欄は医籍登録の年月日を記入すること。

別記第17号様式中「北海道知事様を「保健所長様」に改める。

別記第19号様式中「北海道知事様を「保健所長様」に改め、同様式の別紙1中

「
☐エックス線診療室 ☐手術室 ☐病室 ☐ICU等
☐在宅 ☐検診車
☐診療用高エネルギー放射線発生装置使用室
☐診療用放射線照射装置使用室
☐診療用放射線照射器具使用室
☐診療用放射性同位元素使用室
」

を

「
☐エックス線診療室 ☐手術室 ☐病室 ☐ICU等
☐在宅 ☐検診車
☐診療用高エネルギー放射線発生装置使用室
☐診療用放射線照射装置使用室
☐診療用放射線照射器具使用室
☐診療用放射性同位元素使用室
」

に、

☐陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室

「
定格管電圧70kV
を超える口内法撮影
用エックス線装置
」を「
定格管電圧が70kV
を超える口内法撮
影用エックス線装置
」に改める。

「診療用高エネルギー放射線発生装置等備付届

別記第20号様式中
「診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素
」を

「診療用高エネルギー放射線発生装置等備付届

「診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
」

様」に、「診療用放射性同位元素）」を「診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）」に改め、同様式の別紙その2中

「
☐診療用放射線照射装置使用室
☐放射線治療病室
☐診療用放射性同位元素使用室
☐エックス線診療室（室名）
」を

「
☐診療用放射線照射装置使用室
☐放射線治療病室
☐診療用放射性同位元素使用室
☐陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
☐エックス線診療室（室名）
」に、

「
主要構造部等の耐火構造
有 ・ 無
」を

「
主要構造部等の耐火構造
有 ・ 無（理由：
）
」に、

耐火性の構造

有・無

を

耐火性の構造

有・無(理由:)

に改め、

同様式の別紙その3中

☐組織内照射による放射線治療用
☐腔内照射による放射線治療用
☐核医学撮像装置の吸収補正用

☐診療用放射線照射器具使用室
☐放射線治療病室
☐診療用放射線照射装置使用室(RALS用)
☐診療用放射性同位元素使用室
☐エックス線診療室(室名)
☐手術室 ☐ICU ☐CCU

を

☐組織内照射による放射線治療用
(☐うち永久挿入)
☐腔内照射による放射線治療用
☐核医学撮像装置の吸収補正用

☐診療用放射線照射器具使用室
☐放射線治療病室
☐診療用放射線照射装置使用室(RALS用)
☐診療用放射性同位元素使用室
☐陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
☐エックス線診療室(室名)
☐手術室 ☐ICU ☐CCU

に、

主要構造部等の耐火構造

有・無

を

主要構造部等の耐火構造

有・無(理由:)

に、

耐火性の構造

有・無

を

耐火性の構造

有・無(理由:)

に、

診療用放射線照射装置使用室、診療用放射性同位元素使用室、エックス線診療室、手術室、ICU又はCCUで一時的に使用する場合における防護措置

診療用放射線照射装置使用室で使用する場合のRALSの核種と安全保持機構

使用核種: ¹⁹²Ir・その他()

国際規格(IEC、ISO9000等)への適合: 有・無

患者及び放射線診療従事者に対する防護措置

具体的に:

照射器具の紛失防止措置

具体的に:

照射器具の紛失や放置を確認するための放射線測定器

測定器名及び台数:

放射線管理体制を示す組織図

有・無

放射線管理責任者の選任

有・無

を

診療用放射線照射装置使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、エックス線診療室、手術室、ICU又はCCUで一時的に使用する場合における防護措置

診療用放射線照射装置使用室で使用する場合の感染防止対策及び麻酔関連機器の整備

具体的に:

診療用放射線照射装置使用室で使用する場合のRALSの核種と安全保持機構

使用核種: ¹⁹²Ir・その他()

国際規格(IEC、ISO9000等)への適合: 有・無

患者及び放射線診療従事者に対する防護措置

具体的に:

照射器具の紛失防止措置

具体的に:

照射器具の紛失や放置を確認するための放射線測定器

測定器名及び台数:

放射線管理体制を示す組織図

有・無

放射線管理責任者の選任

有・無

に改

め、同様式の別紙その5を次のように改める。

その5（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項	放射線同位元素の種類	核種 化学形態		
	形状			
	年間使用予定数量（MBq）			
	3月間最大使用予定数量（MBq）			
	1日最大使用予定数量（MBq）			
	最大貯蔵予定数量（MBq）			
	使用区分		☐ 医薬品 ☐ 院内製造 ☐ 治験薬	
	使用場所		☐ 診療用放射性同位元素使用室 ☐ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 ☐ 放射線治療病室 ☐ 手術室 ☐ ICU ☐ CCU	
	使用室名			
	画壁等の材質及び厚さ等	天井		
床				
壁				
出入口の扉				
使用室の壁、床等の構造等	突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすき間が少ない構造	有 ・ 無		
	平滑で、気体及び液体が浸透しにくくかつ腐食しにくい材料での表面仕上げ	有 ・ 無		
画壁等の外側における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無		
主要構造部等の耐火性		耐火構造 ・ 不燃材料を用いた構造		
出入口の数		・ 通常の出入口 箇所 ・ その他 箇所（用途 ）		
使用室である旨を示す標識		有 ・ 無		
出入口	汚染検査に必要な放射線測定器 汚染除去に必要な器材 洗浄設備	有（測定器名及び台数： ） ・ 無		
		有（ ） ・ 無		
		有 ・ 無		

止に関する構造設備及び予防措置の概要	付近	洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無			
		更衣設備	有 ・ 無			
		診療室との区画	有 ・ 無			
		洗浄設備	有 ・ 無			
		洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無			
		フード等の汚染空気拡大防止装置	有 ・ 無			
	室	フード等の装置の排気設備との連結	有 ・ 無			
		放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無		
	エックス線CT装置の使用		有（吸収補正用・画像の重ね合わせ） ・ 無			
	診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用		有（核種・数量： ） ・ 無			
照射装置又は照射器具を使用する場合の防護措置	放射線診療従事者及び他の患者等の防護措置（放射線防護用具等）	□防護ついで（ mmPb） □防護スクリーン（ mmPb） □その他（ ）				
		線源の紛失や放置を確認するための放射線測定器		測定器名及び台数：		
		使用簿及び保管簿の作成		有 ・ 無		
		放射線管理体制を示す組織図		有 ・ 無		
		放射線管理責任者の選任		有 ・ 無		
使用室名	画壁等の材質及び厚さ等	天井				
		床				
		壁				
		出入口の扉				
	使用室の壁、床等の構造等	突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすき間が少ない構造	有 ・ 無			
		平滑で、気体及び液体が浸透しにくくかつ腐食しにくい材料での表面仕上げ	有 ・ 無			
	画壁等の外側における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無			

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	主要構造部等の耐火性		耐火構造 ・ 不燃材料を用いた構造		
	撮影装置と画壁等で区画された操作室		有 ・ 無		
	画壁等で区画された患者待機室		有 ・ 無（理由： ）		
	出入口の数		・ 通常の出入口 箇所 ・ その他 箇所（用途 ）		
	使用室である旨を示す標識		有 ・ 無		
	出入口付近	汚染検査に必要な放射線測定器	有（測定器名及び台数： ） ・ 無		
		汚染除去に必要な器材	有（ ） ・ 無		
		洗浄設備	有 ・ 無		
		洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無		
	準備室	更衣設備	有 ・ 無		
		診療室及び待機室との区画	有 ・ 無		
		洗浄設備	有 ・ 無		
		洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無		
	予防措置の概要	フード等の汚染空気拡大防止装置	有 ・ 無		
		フード等の装置の排気設備との連結	有 ・ 無		
		陽電子断層撮影診療に関する所定の研修を修了した診療放射線技師の氏名等		所属、氏名、診療放射線技師登録年月日及び登録番号：	
		陽電子断層撮影診療に関する安全管理体制の確立を目的とした委員会等の名称			
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無		
	エックス線 C T 装置の使用		有（吸収補正用・画像の重ね合わせ・単独撮影）・無		
	診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用		有（核種・数量： ） ・ 無		
照射装置又は照射器具を使用する場合の防護措置		放射線診療従事者の防護措置（放射線防護用具等）	☐ 防護ついたて（ mmPb） ☐ 防護スクリーン（ mmPb） ☐ その他（ ）		
		線源の紛失や放置を確認するための放射線測定器	測定器名及び台数：		
		使用簿及び保管簿の作成	有 ・ 無		
		放射線管理体制を示す組織図	有 ・ 無		
		放射線管理責任者の選任	有 ・ 無		
貯蔵方法		貯蔵室 ・ 貯蔵箱 ・ 貯蔵容器			

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	外部と区画された構造		有 ・ 無		
	貯蔵施設である旨を示す標識		有 ・ 無		
	画壁等の外側における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無		
	貯蔵室	主要構造部等の耐火構造		有 ・ 無（理由： ）	
		画壁等の材質及び厚さ等	天井		
			床		
			壁		
	出入口の構造等	出入口の扉			
		出入口の数	建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸	有 ・ 無	
			出入口の数	・ 通常の出入口 箇所 ・ その他 箇所（用途 ）	
	出入口の構造等	かぎ等の閉鎖設備又は器具	有 ・ 無		
		耐火性の構造		有 ・ 無（理由： ）	
	貯蔵箱	扉、ふた等へのかぎ等の閉鎖設備又は器具		有 ・ 無	
		貯蔵	貯蔵時の1 mの距離における実効線量率が100 μSv/時以下になる構造	有 ・ 無	
			気密構造	有 ・ 無	
			液体のこぼれにくい構造	有 ・ 無	
			液体が浸透しにくい材料の使用	有 ・ 無	
		内容	放射性同位元素の種類及び数量の表示	有 ・ 無	
貯蔵容器である旨を示す標識			有 ・ 無		
器具		受皿、吸収材等の汚染拡大防止設備又は器具	有 ・ 無		
		放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有 ・ 無		
運搬容器の構造及び		運搬時の1 mの距離における実効線量率が100 μSv/時以下になる構造	有 ・ 無		
	気密構造	有 ・ 無			

予防措置の概要	液体のこぼれにくい構造		有 ・ 無
	液体が浸透しにくい材料の使用		有 ・ 無
	放射性同位元素の種類及び数量の表示		有 ・ 無
	運搬容器である旨を示す標識		有 ・ 無
水 設 備	画壁等の外側における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無
	排	室内式（六面体）・埋設式・その他（ 貯留槽 m ³ × 基 希釈槽 m ³ × 基	
		排液浄化装置	有 ・ 無
	水	排水口での排水中の放射性同位元素濃度を医療法施行規則第30条の26第1項に定める濃度限度以下とする能力	有 ・ 無
		排水監視設備	有 ・ 無
		排液の漏れにくい構造	有 ・ 無
		排液が浸透しにくく、腐食しにくい材料の使用	有 ・ 無
	設	排液を採取するための構造	有 ・ 無
		排液中の放射性同位元素の濃度を測定するための構造	有 ・ 無
		排液流出調節装置	有 ・ 無
		上部開口部における構造等	ふたのできる構造 ・ さく等による立入制限措置
	備	排水設備である旨を示す標識	有 ・ 無
		排風機の台数及び排気能力（m ³ /時）	
		排気浄化装置の台数及びフィルターの種類	
		使用室等の換気能力（m ³ /時）	
	気	排気口での排気中の放射性同位元素濃度を医療法施行規則第30条の26第1項に定める濃度限度以下とする能力	有 ・ 無
		人が常時立ち入る場所での空気中の放射性同位元素濃度を医療法施行規則第30条の26第2項に定める濃度限度以下とする能力	有 ・ 無
廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置	の概要	排気監視設備	有 ・ 無
		気体の漏れにくい構造	有 ・ 無
		腐食しにくい材料の使用	有 ・ 無
		自動ダンパー等の汚染空気拡大防止装置	有 ・ 無
	備	排気設備である旨を示す標識	有 ・ 無
		外部と区画された構造	有 ・ 無
	保管	扉、ふた等へのかぎ等の閉鎖設備又は器具	有 ・ 無
		耐火性の構造	有 ・ 無（理由： ）
		気密構造	有 ・ 無
		液体のこぼれにくい構造	有 ・ 無
放射線治療病室の放射線障害の防止に関する	廃棄容器	液体が浸透しにくい材料の使用	有 ・ 無
		保管廃棄容器である旨を示す標識	有 ・ 無
		保管廃棄設備である旨を示す標識	有 ・ 無
		医療法施行規則第30条の11第1項第6号の厚生労働大臣が定める期間を経過した後において行う同号の規定による保管廃棄の実施	有（保管場所・方法： ）・無
	設備	放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示	有 ・ 無
		放射線治療病室の名称	
	放射線治療病室の放射線障害の防止に関する	室数及び1室当たりの病床数	室 ・ 床/室
		天井	
		床	
		壁	
放射線治療病室の放射線障害の防止に関する	画壁等の材質及び厚さ等	出入口の壁	
		突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすき間が少ない構造	有 ・ 無
	病室の壁、床等の構造等	平滑で、気体及び液体が浸透しにくくかつ腐食しにくい材料での表面仕上げ	有 ・ 無

する構造設備及び予防措置の概要	画壁等の外側における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無		
	放射線治療病室である旨を示す標識		有 ・ 無		
	汚染検査に必要な放射線測定器		有(測定器名・台数：) ・ 無		
	汚染除去に必要な器材		有() ・ 無		
	洗浄設備		有 ・ 無		
	洗浄設備の排水設備との連結		有 ・ 無		
	更衣設備		有 ・ 無		
	1室に2名以上入院させる場合の防護措置		有() ・ 無		
	入院患者に付する標示		有 ・ 無		
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無		
その他放射線障害の防止に関する	管 理 区 域 境 界	実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置	有 ・ 無		
		空気中の放射性同位元素の3月間平均濃度を医療法施行規則第30条の26第2項に定める濃度限度の1/10以下とする防護措置	有 ・ 無		
		放射性同位元素で汚染される物の表面密度を医療法施行規則第30条の26第6項に定める表面密度限度の1/10以下とする防護措置	有 ・ 無		
	管理区域	管理区域である旨を示す標識	有 ・ 無		
		管理区域への立入制限措置	有 ・ 無		
		居住区域及び敷地境界の実効線量を250μSv/3月以下とする防護措置	有 ・ 無		
	その他放射線障害の防止に関する	入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置		有 ・ 無	
		診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療病室内で放射線診療従事者等が触れる物の放射性同位元素の表面密度を医療法施行規則第30条の26第6項に定める表面密度限度以下とする防護措置		有 ・ 無	
				☐鉛子・ピンセット ☐防護ついたて (mmPb)	

構造設備及び予防措置の概要	放射線診療従事者等の防護措置(放射線防護用具等)		☐防護スクリーン (mmPb) ☐バイアルシールド、シリンジシールド ☐その他 ()	
	放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法		☐OSL線量計 ☐蛍光ガラス線量計(リング型含) ☐電子式ポケット線量計 ☐TLD(リング型含) ☐その他 ()	
	放射線管理体制を示す組織図		有 ・ 無	
	放射線管理責任者の選任		有 ・ 無	
	診療用放射性同位元素を手術室、ICU、CCUで一時的に使用する場合の防護措置及び汚染防止措置	他の患者の被ばくする実効線量を100μSv/週以下とする措置	有 ・ 無	
		汚染検査に必要な放射線測定器	測定器名及び台数：	
		汚染除去に必要な器材	具体的に：	
		汚染のおそれのある壁、床等が平滑で、気体及び液体が浸透しにくくかつ腐食しにくい構造	有 ・ 無	
		放射線管理体制を示す組織図	有 ・ 無	
		放射線管理責任者の選任	有 ・ 無	
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴	氏 名	職 種	籍登録年月日及び籍登録番号	放射線診療に関する経歴

注意事項

1 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴欄には、使用する医師及び歯科医師全員について記入すること。

- 2 排気設備及び排水設備の位置並びに排気及び排水の系統を示す図面を添付すること。
- 3 診療用放射性同位元素使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。
- 4 放射線管理体制を示す組織図と放射線管理責任者の所属、職種及び氏名を記載した書面を添付すること。ただし、放射線管理責任者については、医療法施行規則第30条の11第1項に規定する医療用放射性汚染物を取り扱う実務者の中から選任すること。
- 5 治験薬について届け出る場合は、薬事法第2条第15項に規定する治験の対象とされる薬物であることを証する書類（治験計画の届出書の写し又は治験契約書の写し）を添付すること。
- 6 診療用放射性同位元素の備付け等について届け出る場合は、2から5までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付すること。
- （1）隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した診療用放射性同位元素使用室等の平面図及び断面図（図面は、各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離（m）並びに画壁等の材質、厚さ、表面の仕上げ材料、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）
- （2）診療用放射性同位元素使用室等と居住区域、敷地境界及び病室の関係が分かる図面（図面は、線源からの距離（m）、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）
- 7 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の備付け等について届け出る場合は、2から5までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付すること。
- （1）陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師等の1名以上について、次に掲げる書類
- ア 当該病院又は診療所の常勤職員であることを証する書類
- イ 陽電子断層撮影診療に関する安全管理責任者であることを証する書類
- ウ 核医学診断の経験が3年以上であることを証する書類
- エ 陽電子断層撮影診療に関する所定の研修を修了したことを証する書類
- （2）陽電子断層撮影診療に関する所定の研修を修了した診療放射線技師については、当該研修を修了したことを証する書類
- （3）陽電子断層撮影診療に関する安全管理体制の確立を目的とした委員会等の規程を示す書類
- （4）サイクロترون装置により陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を製造する医療機関については、次に掲げる書類
- ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第2項に基づく申請書及び許可証の写し
- イ 製造管理、品質管理等に従事する薬剤師の氏名等を示す書類

「診療用放射線照射器具等翌年使用予定届

別記第24号様式中

診療用放射線照射器具	を	
診療用放射性同位元素		

「診療用放射線照射器具等翌年使用予定届

診療用放射線照射器具	に、「北海道知事様を「保健所長
診療用放射性同位元素	
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	

様」に、「診療用放射性同位元素）」を「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用

診療用放射線照射器具等翌年使用予定届	診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
--------------------	-------------------------------

放射性同位元素）」に、

同位元素に関する事項	を	子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項
------------	---	-----------------------

に改める。

別記第25号様式中

「北海道知事様を「保健所長様」に改める。

「診療用高エネルギー放射線発生装置等変更届

別記第26号様式中

診療用高エネルギー放射線発生装置	を
診療用放射線照射装置	
診療用放射線照射器具	
放射性同位元素装備診療機器	

「診療用放射性同位元素

「診療用高エネルギー放射線発生装置等変更届

診療用高エネルギー放射線発生装置	に、「北海道知事様を「保健所長
診療用放射線照射装置	
診療用放射線照射器具	
放射性同位元素装備診療機器	
診療用放射性同位元素	

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

様」に、「診療用放射性同位元素）」を「診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）」に改める。

別記第27号様式中

「北海道知事様を「保健所長様」に改める。

別記第27号様式の2中「診療用放射性同位元素廃止届」を

「診療用放射性同位元素等廃止届

診療用放射性同位元素	に、「北海道知事様を「保健所長
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	

様」に、「診療用放射性同位元素を」を「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用

放射性同位元素を」に、	を	に改める。

別記第28号様式中「診療用放射性同位元素廃止後の措置届」を

「診療用放射性同位元素等廃止後の措置届
「診療用放射性同位元素」に、「北海道知事様を「保健所長
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」
様」に、「診療用放射性同位元素の」を「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用
放射性同位元素の」に改める。
別記第29号様式を次のように改める。
別記第29号様式（第27条関係）

医療法人設立認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

医療法人の設立代表者

住所
氏名

電話番号

医療法人を設立したいので、医療法第44条第1項の規定により、次のとおり申請し
ます。

記

1 医療法人の名称	
2 主たる事務所の所在地	
3 開設しようとする病院、 診療所又は介護老人保健 施設の名称及び開設場所	

- 添付書類
- 1 定款又は寄附行為
 - 2 設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録（別記1）
 - 3 出資申込書又は寄附申込書の写し（別記2又は別記3）
 - 4 設立決議録（別記4）又は設立趣意書
 - 5 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
 - 6 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の概要書（別記5）
 - 7 設立後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書（別記6）
 - 8 設立者の履歴書

- 9 設立者の委任状（別記7）及び設立代表者選任決議録の写し
- 10 役員の就任承諾書（別記8）及び履歴書
- 11 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の医
師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する
法律（平成12年法律第141号）附則第8条の規定により医師法第16条の4第1項の
登録を受けた者とみなされた者であるときは医師免許証）又は歯科医師免許証の写
し

備考 正本2部、副本1部を提出すること。
なお、正本1部は、法人の控えとして認可後返却される。

別記第29号様式別記1中「評価格」を「評価額」に改める。

別記第29号様式別記付表1を次のように改める。

別記付表1

負債明細書

（金額単位：円）

借入先	借入 年月日	借入 金額 a	借入 目的	年 利 率 %	返済 済額 b	未返 済額 a－b	未返済額 のうち法 人引継予 定額	1月当 たり返 済額	最終 返済 年月	出資者
計										

添付書類 金銭消費貸借契約書及び返済明細書の写し

備考 この様式は、借入金に係る明細書であるので、その他の負債については、この様
式に準じて作成すること。

別記第29号様式別記付表2中「診療所」の次に「、介護老人保健施設」を加え、同様式別
記4中「設 立 総 会 決 議 録」を「設 立 決 議 録」
に、「又は診療所」を「、診療所又は介護老人保健施設」に改める。

別記第29号様式別記5を次のように改める。

別記5

開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の概要書

医療法人の名称	
事務所所在地	

医療法人の概要	理事長	氏名	(年 月 日生・ 歳)											
		資格	() 医師・() 歯科医師											
		報酬年額	千円	理事数	人 (うち理事長1名)									
	財産目録	資産 (A)	千円	監事数	人									
		負債 (B)	千円	社員数	人									
		負債内訳	内 容	資 金 使 途	相 手 先	金 額								
						千円								
						千円								
	正味資産 (A-B)		千円											
	開設しようとする病院・診療所又は介護施設	名称	(ふ り が な)											
所在地														
管理者氏名		(年 月 日生・ 歳)												
病床の有無		() なし・() あり												
病床数・種別		床(精神 ・感染症 ・結核 ・一般 ・療養)												
診療科目														
開設年月日		年 月 日												
職員		職 種	定 員	常勤 a	非常勤 b	計 a + b	職 種	定 員	常勤 a	非常勤 b	計 a + b			
		医 師					看護補助者							
		歯 科 医 師					歯科衛生士							
		薬 剤 師					歯科技工士							
		看 護 師					事務職員							
		准看護師					合 計	—	人	人				
診療日														
診療時間														
1日当たり患者数	入 院	人	非常勤医師											
	外 来	人	の勤務状況											
予 総	収 入				千円	予 総	費 用				千円			

介護老人保健施設の概要	算	うち 医 業 収 入		千円	うち 医 業 費 用		千円
		うち 医 業 外 収 入		千円	うち 医 業 外 費 用		千円
	不動産	土地	所有者				
			面 積	(うち賃貸 m ²)			
		建物	所有者				
			構 造				
			各階床面 積	(うち賃貸 m ²)			
	物 産	形 態	() 一戸建て (住居兼用 ・ 診療所専用)				
			() テナント (階建の 階の一部・全部を賃貸)				
		月額賃借料	千円 (内訳)				
名 称 の 由 来							

添付書類

- 1 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設周辺の概略図（最寄りの駅、主要道路が分かるもの）
- 2 敷地図（地積測量図であることが望ましい。）
- 3 建物平面図（各階ごとに構造概要、出入り口等が分かるもの）
- 4 借受不動産がある場合は、賃貸借契約書の写し及び当該不動産の登記事項証明書備考

- 1 開設年月日は、現在開設している病院又は診療所に係る医療法施行規則第3条又は第4条に基づく届出の開設年月日を記入すること。
- 2 職員欄は、常勤と非常勤、職種別に分け、また、職種欄は、必要に応じ適宜増減して記入すること。
- 3 病院を開設しようとする場合には、職員欄の定員を記載し、非常勤職員については常勤換算後の人数を括弧書で記入すること。
- 4 介護老人保健施設を開設しようとする場合は、病床数・種別欄に入所者及び通所者の定員を記載すること。また、診療科目、個人開設年月日、診療日、診療時間、一日当たり患者数、非常勤医師の勤務状況の各欄については、記載を要しない。

別記第29号様式別記6を次のように改める。

別記6

設立後2年間の事業計画及び予算書

- 1 事業計画
- (1) 第1年度 (年 月 日～ 年 月 日)
- (2) 第2年度 (年 月 日～ 年 月 日)
- (3) 第3年度 (年 月 日～ 年 月 日)

備考

1 次に掲げる計画があるときは、当該計画の具体的な内容及び当該計画に係る予算額を記載すること。

- (1) 施設設備（建物の増改築等）計画
- (2) 医療機器等の物品購入計画
- (3) 資金の借入れ及び債務の弁済計画
- (4) 職員採用計画
- (5) その他医療法人の経営に関する重要な計画

2 医療法人の設立が年度の中途からである場合は、第3年度も記載すること。

2 予算書

(1) 第1年度（ 年 月 日～ 年 月 日）

	年間延患者数 (a)	年間診療日数 (b)	一日平均患者数 (a ÷ b)
入 院 患 者 数	人	日	人
外 来 患 者 数	人	日	人

備考 一日平均患者数は、小数点第2位以下を切り捨てた数を記載すること。

(収入)

(単位：千円)

科	目	金 額	積 算	内 訳
収 入	医業収入			
	入院収入			
	自費収入	平均	円×年間	人
	社会保険等収入	平均	円×年間	人
	室料差額収入	平均	円×年間	人
	外来収入			
	自費収入	平均	円×年間	人
	社会保険等収入	平均	円×年間	人
	その他			
	医業外収入			
入	受取利息			
	その他			
	借入金			
	拠出金			
	前年度繰越金			
計				

(支出)

(単位：千円)

科	目	金 額	積 算	内 訳
支 出	医業費用			
	給与費			
	職員給料・手当			別記付表のとおり
	退職金			千円× 月
	法定福利費			千円× 月
	材料費			千円× 月
	経費			千円× 月
	賃借料			千円× 月
	その他			千円× 月
	委託費			千円× 月
出	役員報酬			別記付表のとおり
	その他			千円× 月
	医業外費用			千円× 月
	施設整備費			
	施設整備費			
	医療機器購入費			
	借入金返済			千円× 月
	法人税等			
	翌年度繰越金			
	計			

(2) 第2年度（ 年 月 日～ 年 月 日）

((1)と同様に記載すること。)

(3) 第3年度（ 年 月 日～ 年 月 日）

((1)と同様に記載すること。)

備考

- 1 事業計画の各年度に対応して作成すること。
- 2 科目は必要に応じ適宜増減して作成すること。
- 3 積算内訳でその方法が明示されていない科目は、適宜記載すること。

別記第29号様式別記付表を次のように改める。

別記付表

役員報酬、職員給料及び職員手当明細書

1 役員報酬

役 職 名	氏 名	月 額 支 給 額	年 総 支 給 額
		円	円
計			

2 職員給料

職 種	人 数	月 額 支 給 額	年 総 支 給 額
		円	円
計			

3 職員手当（手当の種類ごとに積算内訳及び年総支給額を記載すること。）

別記第29号様式の2から別記第29号様式の4までを削り、別記第30号様式から別記第37号様式までを次のように改める。

別記第30号様式（第27条の2関係）

理事数特例認可申請書

法人番号： _____
年 月 日

北海道知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ⑩
電話番号

当法人に2人（1人）の理事を置くこととしたいので、医療法第46条の2第1項ただし書の規定により、次のとおり申請します。
なお、当法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数並びに当法人に常時勤務する医師（歯科医師）の数は、次のとおりです。

記

	病 院	箇所
1 開設する病院、診療所又		

は介護老人保健施設の数	診 療 所	箇所
	介護老人保健施設	箇所
2 常時勤務する医師（歯科医師）の数	人	

添付書類 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。）

備考

- 1 正本2部、副本1部を提出すること。
なお、正本1部は、法人の控えとして認可後返却される。
- 2 定款（寄附行為）変更認可申請書と同時に提出すること。

別記第31号様式（第27条の3関係）

非医師等理事長選出認可申請書

法人番号： _____
年 月 日

北海道知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ⑩
電話番号

医師又は歯科医師以外の理事のうちから理事長を選出したいので、医療法第46条の3第1項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

記

1 理事長就任予定者	住 所	
	氏 名	
2 理事長を医師又は歯科医師以外の理事から選出する理由		

添付書類

- 1 理事長就任予定者の履歴書
- 2 理事長就任予定者が就任を承諾したことを証する書類の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。）
- 3 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類の写し

(原本と相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。)

備考 正本２部、副本１部を提出すること。
なお、正本１部は、法人の控えとして認可後返却される。

別記第32号様式（第27条の４関係）

管理者理事就任免除認可申請書

法人番号：_____
年 月 日

北海道知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ㊦
電話番号

病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者の一部を理事に加えないこととしたい
ので、医療法第47条第１項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

記

1 理事に加えない管理 者	住 所	
	氏 名	
2 １の管理者が管理す る病院、診療所又は介 護老人保健施設	所在地	
	名 称	
3 １の管理者を理事に加えない 理由		

添付書類 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。）

備考 正本２部、副本１部を提出すること。
なお、正本１部は、法人の控えとして認可後返却される。

別記第33号様式（第28条関係）

定款（寄附行為）変更認可申請書

法人番号：_____
年 月 日

北海道知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ㊦
電話番号

定款（寄附行為）を変更したいので、医療法第50条第１項の規定により、次のとお
り申請します。

記

変 更 内 容	変 更 理 由

添付書類

- 1 変更条項の新旧対照表
- 2 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類の写し
（原本と相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。）
- 3 新旧定款又は寄附行為
- 4 新たに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する旨の定款又は寄附行為の変
更を行おうとする場合は、次に掲げる書類
(1) 新たに開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の概要書（別記第
29号様式別記５の例により作成すること。）
(2) 新たに開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべ
き者の医師法第16条の４第２項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部
を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第８条の規定により医師法第16条
の４第１項の登録を受けた者とみなされた者であるときは医師免許証）又は歯科
医師免許証の写し
(3) 定款又は寄附行為の変更後２年間の事業計画及び予算書（別記第29号様式別記
６の例により作成すること。）
(4) 財産目録（新たに病院又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に限
る。）及び不動産の登記事項証明書
- 5 新たに法第42条各号に掲げる業務を行う旨の定款又は寄附行為の変更を行おうと
する場合は、当該変更後２年間の事業計画及び予算書（別記第29号様式別記６の例
により作成すること。）
- 6 新たに基本財産の設定又は追加を行う旨の定款又は寄附行為の変更を行おうとす

る場合は、次に掲げる書類

- (1) 基本財産の取得が出資又は寄附による場合は、出資申込書又は寄附申込書の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。）
- (2) 基本財産が不動産である場合は、当該不動産の登記事項証明書及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価書。ただし、取得価格を評価額とすることが適当である場合は、その価格を証する書類

備考 正本2部、副本1部を提出すること。
なお、正本1部は、法人の控えとして認可後返却される。

別記第34号様式（第29条関係）

定款（寄附行為）変更届

法人番号： 年 月 日

北海道知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ④
電話番号

定款（寄附行為）を変更したので、医療法第50条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 変 更 事 項 （該当する部分に） （○印を付すこと。）	（ ）事務所所在地・（ ）公告方法	
	変更前	
	変更後	
2 変 更 理 由		
3 変 更 年 月 日		

添付書類

1 変更条項の新旧対照表

2 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。）

3 新旧定款又は寄附行為

備考 正本1部、副本1部を提出すること。

別記第35号様式（第30条関係）

決 算 届

法人番号： 年 月 日

北海道知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ④
電話番号

年度の決算について、医療法第51条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

添付書類

1 財産目録

2 貸借対照表

3 損益計算書

備考
1 正本1部、副本1部を提出すること。
2 毎会計年度の終了後2月以内に提出すること。

別記第36号様式（第31条関係）

医療法人解散認可申請書

法人番号： 年 月 日

北海道知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ④
電話番号

医療法人を解散したいので、医療法第55条第3項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 解 散 事 由 (該当する部分に) (○印を付すこと。)		() 法第55条第1項第2号該当 〔目的たる業務の成功の不能〕 () 法第55条第1項第3号該当〔総会の決議〕
2 開設している病院、診療所又は介護老人保健施設	所 在 地	
	名 称	
	管理者氏名	
	診 療 科 名	
	開 設 許 可	年 月 日
	廃 止	年 月 日

添付書類

- 理由書
- 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類の写し
(原本と相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。)
- 財産目録及び貸借対照表
- 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

備考 正本2部、副本1部を提出すること。
 なお、正本1部は、法人の控えとして認可後返却される。

別記第37号様式 (第32条関係)

医療法人解散届	
法人番号: _____ 年 月 日	
北海道知事 様	
清算人	住 所 氏 名 電話番号
医療法人を解散したので、医療法第55条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。	
記	

1 解 散 事 由 (該当する部分に) (○印を付すこと。)		() 法第55条第1項第1号該当 〔定款をもって定めた解散事由の発生〕 () 法第55条第1項第5号該当〔社員の欠亡〕 () 法第55条第2項第1号該当 〔寄附行為をもって定めた解散事由の発生〕
2 解散した医療法人	所 在 地	
	名 称	
	理事長氏名	
3 開設していた病院、診療所又は介護老人保健施設	所 在 地	
	名 称	
	診 療 科 名	
	開 設 許 可	年 月 日
	廃 止	年 月 日
4 解 散 年 月 日		年 月 日

添付書類 解散事由を証する書類

備考 正本1部、副本1部を提出すること。

別記第37号様式の2を削り、別記第37号様式の次に次の5様式を加える。

別記第38号様式 (第33条関係)

残余財産処分（帰属）認可申請書	
法人番号: _____ 年 月 日	
北海道知事 様	
清算人	住 所 氏 名 電話番号
残余財産の処分（帰属）について、医療法第56条第2項又は第3項の規定により、次のとおり申請します。	
記	

1 解散した 医療法人	所 在 地			
	名 称			
2 残 余 財 産		種 別	金額又は評価額	処分方法又は帰属先
			円	
		計		

添付書類 総社員の同意を得たことを証する書類

備考

- 1 正本2部、副本1部を提出すること。
なお、正本1部は、法人の控えとして認可後返却される。
- 2 2の事項種別の欄は、別記第29号様式別記1の設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録の種別に準じて記載すること。
- 3 総社員の同意を得たことを証する書類は、社団たる医療法人を解散した場合のみ添付すること。
- 4 申請者は、社団たる医療法人にあっては清算人とし、財団たる医療法人にあっては理事とすること。

別記第39号様式（第34条関係）

医療法人合併認可申請書	
法人番号： _____	
年 月 日	
北海道知事 様	
主たる事務所の所在地	
名称及び代表者の氏名	㊟
電話番号	
申請者	
主たる事務所の所在地	
名称及び代表者の氏名	㊟
電話番号	
医療法人を合併したいので、医療法第57条第4項の規定により、次のとおり申請します。	
記	

1 合併前の各医療法人	所在地		
	名 称		
2 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人	所在地		
	名 称		

添付書類

- 1 理由書
- 2 法第57条第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類
- 3 合併契約書の写し（原本と相違ない旨の各医療法人の理事長の証明があるものに限る。）
- 4 合併によって医療法人を設立する場合においては、申請者が各医療法人において選任された者であることを証する書類
- 5 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の定款又は寄附行為
- 6 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為
- 7 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 8 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人についての次の書類
 - (1) 合併後2年間の事業計画及び予算書（別記第29号様式別記6の例により作成すること。）
 - (2) 新たに就任する役員の就任承諾書（別記第29号様式別記8の例により作成すること。）の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。）及び履歴書
 - (3) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第8条の規定により医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは医師免許証）又は歯科医師免許証の写し
 - (4) 財産目録（別記第29号様式別記1の例により作成すること。）及び不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類

備考

- 1 正本2部、副本1部を提出すること。
なお、正本1部は、法人の控えとして認可後返却される。
- 2 申請は、合併しようとする各医療法人の連名によること。ただし、合併により医療法人を設立する場合にあっては、法第60条の規定により各医療法人において選任した者が共同して行うこと。

別記第40号様式（第34条の2関係）

特別代理人選任請求書

法人番号：_____
年 月 日

北海道知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ④
電話番号

特別代理人を選任したいので、医療法第68条において準用する民法第57条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 特別代理人 に選任される べき者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
2 代 理 権 の 範 囲		
3 選任を必要とする理由		

添付書類

1 特別代理人に与える代理権の範囲及びその代理行為を承認する旨を議決した社員総会（理事会）の議事録の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。）

2 特別代理人に選任されるべき者の就任承諾書の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。）及び履歴書

3 特別代理人の選任を必要とする理由が、医療法人と理事長との間の不動産取引である場合は、当該取引に係る不動産の登記事項証明書

備考 正本1部、副本1部を提出すること。

別記第41号様式（第35条関係）

登 記 届

法人番号：_____
年 月 日

北海道知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ④
電話番号

登記を完了したので、医療法施行令第5条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 登 記 事 項 （該当する部分に） （○印を付すこと。）	（ ） 年 月 日 第 号指令による認可事項 （ ） 理事長の変更 （ ） 資産総額の変更 （ ） その他（ ）
2 登 記 年 月 日	年 月 日

添付書類 登記事項証明書

備考

- 1 正本1部、副本1部を提出すること。
- 2 登記事項が知事の認可を受けたものである場合の登記事項の記載は、「年 月 日（記号）第 号指令による認可事項」とすること。

別記第42号様式（第35条の2関係）

役 員 変 更 届

法人番号：_____
年 月 日

北海道知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ④
電話番号

役員を変更したので、医療法施行令第5条の8の規定により次のとおり届け出ます。

記

1 新旧役員名簿

2 役員定数

理事	名以上	名以内（内訳	）
監事	名以上	名以内	

注 変更のない役員も全員記載し、変更する者を太字等で分かりやすく表示すること。

- 1 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。）
- 2 新たに就任した役員の就任承諾書（別記第29号様式別記8の例により作成すること。）の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があるものに限る。）及び履歴書
- 3 役員が辞任した場合にあっては、当該役員の辞任届の写し
- 4 役員が死亡した場合にあっては、当該役員の死亡を証する書類
- 5 役員がその氏名を変更した場合にあっては、当該変更を証する書類（戸籍抄本等）
- 6 理事長又は管理者たる理事が就任した場合にあっては、当該理事長又は理事の医師免許証（当該理事が臨床研修修了医師であるときは医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証）又は歯科医師免許証の写し
- 7 理事長が就任した場合にあっては、当該理事長の印鑑登録証明書

- 1 正本1部、副本1部を提出すること。
- 2 2の事項の役員定数については、定款又は寄附行為に定められた役員定数を記載することとし、内訳欄には、理事長、常務理事、理事等の役職名ごとの定数を記載すること。
- 3 新たに就任する役員が社員総会又は理事会に出席し、当該社員総会又は理事会の議事録に就任を承諾した旨の記載があり、当該役員が当該議事録に署名した場合にあっては、就任承諾書の添付を省略することができる。
- 4 役職名が変更になった場合も届け出ること。
なお、監事を退任し理事に就任する場合は、履歴書を省略することができる。

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 北海道知事 高 橋 はるみ

2 法第78条及び第115条の9の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする

「

	介護保険事業者番号	
内容を変更した事業所（施設）	名 称	
	所在地	

」を

「

	介護保険事業者番号	
内容を変更した事業所（施設）	名 称	
	所在地	

」に、

「代表者（開設者）の氏名」を「代表者（開設者）の氏名、生年月日」に、

「備品（訪問入浴介護事業に限る。）」を

「備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。）」に、「管理者の氏名」を「管理者の氏名、生年月日」に、

「

18 併設施設の状況等	
-------------	--

」を

「

18 併設施設の状況等	
19 役員の氏名、生年月日及び住所	
20 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

」に

改める。

別記第4号様式中

「

	介護保険事業者番号	
廃止（休止・再開）をする事業所	名 称	
	所在地	

」を

「

	介護保険事業者番号	
廃止（休止・再開）をする事業所	名 称	
	所在地	
廃止（休止・再開）をするサービスの種類		

」に改

める。

別記第5号様式中

「

	介護保険事業者番号	
指定を辞退する施設	名 称	
	所在地	

」

を

「

	介護保険事業者番号	
指定を辞退する施設	名 称	
	所在地	

」

に改める。

別記第6号様式中

「

	介護保険事業者番号	
申請に係る施設	名 称	
	所在地	

」を

「

	介護保険事業者番号	
申請に係る施設	名 称	
	所在地	

」に改め

る。

別記第7号様式中

「

	指定事業者番号	
	名 称	

」

申請に係る施設	所在地
---------	-----

を
「

	介護保険事業者番号													
--	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請に係る施設	名 称
	所在地

」

に改める。
別記第8号様式中

「

	指定事業者番号													
--	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

許可を受けようとする広告事項	
----------------	--

」

を
「

	介護保険事業者番号													
--	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

許可を受けようとする広告事項	
----------------	--

」

に改める。
別記第9号様式中

「

	介護保険事業者番号													
--	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請に係る施設	名 称
	所在地

当該申請に係る施設の指定介護療養型医療施設の類型	1 療養型病床群を有する病院 2 療養型病床群を有する診療所 3 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院 4 介護力強化病棟
--------------------------	--

」

を
「

	介護保険事業者番号													
--	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請に係る施設	名 称
	所在地

当該申請に係る施設の指定介護療養型医療施設の類型	1 療養型病床群を有する病院 2 療養型病床群を有する診療所 3 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
--------------------------	---

」

に改める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の介護保険法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の介護保険法施行細則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第59号

北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則

北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則（昭和27年北海道規則第222号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（入所対象者）

第2条 北海道立身体障害者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）において身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第3項に規定する身体障害者更生施設支援を受けることができる者は、肢体不自由者若しくは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能に障害のある者（療養所、病院又は居宅において療養過程を経た結核回復者であって別表の結核治癒判定基準による臨床的治癒と認められるものを含む。）であって同法第17条の11第2項の規定による施設訓練等支援費の支給の決定を受けているもの（当該決定に係る同条第3項第1号の期間の範囲内において身体障害者更生施設支援を受ける者に限る。）又は同法第18条第3項の規定による措置として入所を委託された者とする。

2 センターにおいて障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する

短期入所を受けることができる者は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者であって障害者自立支援法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けているもの（当該決定に係る同法第22条第4項に規定する支給量及び同法第23条に規定する支給決定の有効期間の範囲内において短期入所を受ける者に限る。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第63条の4に規定する者のうち同条の規定により児童相談所長が短期入所を利用することが適当であると認めた者（以下「認定児童」という。）であってその保護者が認定児童に係る障害者自立支援法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けているもの（当該決定に係る同法第22条第4項に規定する支給量及び同法第23条に規定する支給決定の有効期間の範囲内において短期入所を受ける者に限る。）とする。

（入所定員）

第3条 センターの入所定員は、50人とする。

第4条中「更生援護施設」を「センター」に改める。

第6条を次のように改める。

（使用料の納付）

第6条 センターにおいて身体障害者更生施設支援又は短期入所を受ける者（以下「利用者」という。）は、納入通知書により使用料を納付しなければならない。

第7条中「前条に規定する者」を「利用者」に改め、「当該入所に係る」を削る。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（費用）

第8条 利用者からは、身体障害者福祉法第17条の10第1項又は障害者自立支援法第29条第1項に規定する特定費用に相当する実費を徴収することができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第60号

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立児童福祉施設条例施行規則（昭和63年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（短期入所対象者）

第2条 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター又は北海道立旭川肢体不自由児総合療

育センター（以下「センター」と総称する。）において障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所を受けることができる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児であってその保護者が当該障害児に係る法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けているもの（当該決定に係る法第22条第4項に規定する支給量及び法第23条に規定する支給決定の有効期間の範囲内において短期入所を受ける者に限る。）とする。

第5条第1項を次のように改める。

センターにおいて短期入所を受ける者（次条において「利用者」という。）は、納入通知書により使用料を納付しなければならない。

本則に次の1条を加える。

（費用）

第6条 利用者からは、法第29条第1項に規定する特定費用に相当する実費を徴収することができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第61号

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則（平成14年北海道規則第81号）の一部を次のように改正する。

題名中「指定居宅支援事業者等」を「指定身体障害者更生施設等」に改める。

第1条中「第17条の4第1項に規定する指定居宅支援事業者及び法」を削る。

第2条を次のように改める。

（指定身体障害者更生施設等の指定の申請）

第2条 法第17条の24第1項の申請は、別記第1号様式の指定身体障害者更生施設等指定申請書によってしなければならない。

第3条中「第17条の17第1項又は」及び「事業所又は」を削る。

第4条の見出しを「（設置者の住所等の変更の届出）」に改め、同条第1項中「法第17条の20の規定による事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の変更に係る届出並びに」を削り、同条第2項を削る。

第5条中「第17条の23及び」を削り、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 指定身体障害者更生施設等の設置者（法第17条の29の規定により指定身体障害者更生施設等の指定を辞退した者及び法第17条の30第1項の規定により指定身体障害者更生施設等の指定を取り消された者を含む。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3) 身体障害者更生施設等の種類、名称及び所在地

第5条第4号中「、事業の廃止」を削り、同条第5号を削る。

第6条中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

受付番号	
------	--

指定身体障害者更生施設等指定申請書

年 月 日

北海道知事 様

所 在 地
申請書 名 称
代表者氏名



身体障害者福祉法第17条の24第1項の規定により、施設に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

		施設所在地市町村番号	
設 置 者	フリガナ		
	名 称		
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー)	
	連絡先	電話番号	FAX番号
	法人の種類別	法人所轄庁	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ氏 名
指	代表者の住所	(郵便番号 ー)	
	フリガナ		
	名 称		

定 を 受 け よ う と す る 施 設	施 設 の 設 置 の 場 所	(郵便番号 ー)					
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	開始予定年月日	実施事業	他法において既に指定を受けている事業等		備考
					法律の名称	指定年月日	
	指定施設支援	身体障害者更生施設					
	身体障害者療護施設						
	特定身体障害者授産施設						
事業所番号							(既に指定を受けている場合)

備考

- 1 「受付番号」及び「施設所在地市町村番号」欄は、記入しないでください。
- 2 「法人の種類別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、設置者が認可等を受けた法人である場合は、その主務行政庁の名称を記入してください。
- 4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当欄に「○」を記入してください。
- 5 「事業所番号」欄は、指定身体障害者更生施設等として既に事業所番号が付番されている場合には、その番号を記入してください。複数の事業所番号を有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。

別記第2号様式（第4条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名



身体障害者福祉法第17条の27の規定により、指定を受けた内容を次のとおり変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した施設	事業所番号														
	名 称														
	所 在 地														

		サービスの種類	
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容	
1	施設の名称	(変更前)	
2	施設の設置の場所		
3	設置者の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名及び住所		
6	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	(変更後)	
7	施設の平面図、設備の概要等		
8	施設の管理者の氏名、住所等		
9	運営規程		
10	施設訓練等支援費の請求に関する事項		
11	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容		
12	当該申請に係る事業の開始予定年月日		
13	併設施設がある場合の当該併設施設の概要		
変 更 年 月 日		年 月 日	

備考

1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第3号様式を削り、別記第4号様式を別記第3号様式とする。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則の規定にかかわらず、平成18年9月30日までの間必要な調整をして使用することを妨げない。

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第62号

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則（平成14年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

題名中「指定居宅支援事業者等」を「指定知的障害者更生施設等」に改める。

第1条中「第15条の5第1項に規定する指定居宅支援事業者及び法」を削る。

第2条を次のように改める。

（指定知的障害者更生施設等の指定の申請）

第2条 法第15条の24第1項の申請は、別記第1号様式の指定知的障害者更生施設等指定申請書によってしなければならない。

第3条中「第15条の17第1項又は」及び「事業所又は」を削る。

第4条の見出しを「（設置者の住所等の変更の届出）」に改め、同条第1項中「法第15条の20の規定による事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の変更に係る届出並びに」を削り、同条第2項を削る。

第5条中「第15条の23及び」を削り、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 指定知的障害者更生施設等の設置者（法第15条の29の規定により指定知的障害者更生施設等の指定を辞退した者及び法第15条の30第1項の規定により指定知的障害者更生施設等の指定を取り消された者を含む。）の名称及び主たる事務所並びに代表者の氏名及び住所

(3) 知的障害者更生施設等の種類、名称及び所在地

第5条第4号中「、事業の廃止」を削り、同条第5号を削る。

第6条中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

受付番号

指定知的障害者更生施設等指定申請書

年 月 日

北海道知事 様

所 在 地

申請者 名 称															
代表者氏名 ㊤															
知的障害者福祉法第15条の24第1項の規定により、施設に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。															
施設所在地市町村番号															
設 置 者	フリガナ														
	名 称														
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)													
	連絡先	電話番号		FAX番号											
	法人の種別					法人所轄庁									
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ氏名											
	代表者の住所	(郵便番号 -)													
指 定 を 受 け よ う と す る 施 設	フリガナ														
	名 称														
	施設の設置の場所	(郵便番号 -)													
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	開始予定年月日	実施事業	他法において既に指定を受けている事業等	備考									
					法律の名称	指定年月日									
	指定施設支援	知的障害者更生施設													
	特定知的障害者授産施設														
	知的障害者通勤寮														
事業所番号														(既に指定を受けている場合)	
備考															
1 「受付番号」及び「施設所在地市町村番号」欄は、記入しないでください。															
2 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。															
3 「法人所轄庁」欄は、設置者が認可等を受けた法人である場合は、その主務行政庁の名称を記入してください。															
4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当欄に「○」を記入してください。															
5 「事業所番号」欄は、指定知的障害者更生施設等として既に事業所番号が付番されている場合には、その番号を記入してください。複数の事業所番号を有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。															
別記第2号様式 (第4条関係)															
変 更 届 出 書															
年 月 日															
北海道知事 様															
所 在 地															
名 称															
代表者氏名 ㊤															
知的障害者福祉法第15条の27の規定により、指定を受けた内容を次のとおり変更しましたので届け出ます。															
		事業所番号													
指定内容を変更した施設	名 称														
	所 在 地														
	サービスの種類														
変 更 が あ っ た 事 項										変 更 の 内 容					
1	施設の名称										(変更前)				
2	施設の設置の場所														
3	設置者の名称														
4	主たる事務所の所在地														
5	代表者の氏名及び住所														
6	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）										(変更後)				
7	施設の平面図、設備の概要等														
8	施設の管理者の氏名、住所等														
9	運営規程														
10	施設訓練等支援費の請求に関する事項														

11	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	
12	当該申請に係る事業の開始予定年月日	
13	併設施設がある場合の当該併設施設の概要	
	変 更 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第3号様式を削り、別記第4号様式を別記第3号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則の規定にかかわらず、平成18年9月30日までの間必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第63号

北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則

北海道創造的中小企業育成条例施行規則（昭和61年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「特定戦略分野事業化研究推進事業」を「加速連携事業化研究推進事業」に改め、「特許実施費」の次に「、先行技術等調査費」を加え、同号助成等の条件の欄3の事項の次に次の1事項を加える。

- 4 ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第1項に規定するものづくり基盤技術を主として利用して行う事業に係る研究開発であること。

別表第2号中「特許実施費」の次に「、先行技術等調査費」を加え、同表末尾欄外に備考として次のように加える。

備考 この表において「先行技術等調査費」とは、次に掲げる調査に係る経費をいう。

- 1 研究開発補助事業又は共同研究開発補助事業（以下「研究開発事業」という。）に

係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であって、当該研究開発事業に係る発明が特許法（昭和34年法律第121号）第29条、第29条の2又は第39条第1項から第4項までの規定により特許を受けることができないものでないかどうかについての判断に必要なもの

- 2 研究開発事業に係る考案と同一の技術の分野に属する考案又は発明に関する調査であって、当該研究開発事業に係る考案が実用新案法（昭和34年法律第123号）第3条、第3条の2若しくは第7条第1項から第3項まで若しくは第7項又は特許法第39条第4項前段の規定により実用新案登録を受けることができないものでないかどうかについての判断に必要なもの

- 3 研究開発事業に係る意匠と同一の分野に属する意匠に関する調査であって、当該研究開発事業に係る意匠が意匠法（昭和34年法律第125号）第3条、第3条の2又は第9条第1項若しくは第2項の規定により意匠登録を受けることができないものでないかどうかについての判断に必要なもの

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第64号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中4の項を5の項とし、1の項から3の項までを1項ずつ繰り下げ、2の項の前に次のように加える。

1 特例条例別表第1の2の2の項(26)に規定する北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第4条第4項の規定による書類の提出の要求（特例条例別表第1の2の2の項(8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。） (2) 規則第8条の3第1項の規定による屋外広告物管理者選任等届の受理（特例条例別表第1の2の2の項(8)、
--	--

- (9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (3) 規則第10条の規定による掲出物件の表示内容の変更の届出の受理（特例条例別表第1の2の2の項(8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (4) 規則第11条の規定による許可申請書副本への許可印の押印及びその交付（特例条例別表第1の2の2の項(8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (5) 規則第13条の規定による届書への届済証印の押印及びその交付（特例条例別表第1の2の2の項(8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (6) 規則第16条の規定による屋外広告物許可台帳の備付け及び所定事項の記入整理（特例条例別表第1の2の2の項(8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第65号

北海道公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則

北海道公共下水道条例施行規則（昭和58年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の6条を加える。

（占用の許可の申請）

第15条 条例第17条第1項の許可を受けようとする者は、別記第9号様式の申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、占有物件が軽易なものであるときその他知事が特に認めたときは、知事が必要ないと認める書類の添付を省略することができる。

- (1) 占有場所の位置図、平面図及び実測求積図
- (2) 占有物件の構造図及び設計書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 許可占有者は、許可の期間満了後引き続き当該占用の許可を受けようとするときは、許可の期間の満了の日1月前（許可の期間が1月以内の場合にあっては、5日前）までに、

前項に規定する手続を行わなければならない。

（標識の掲示）

第16条 許可占有者は、当該占有に係る区域の見やすい場所に別記第10号様式の標識を掲示しなければならない。ただし、知事が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。（氏名等の変更の届出）

第17条 許可占有者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合は、速やかに、別記第11号様式により知事に届け出なければならない。（占用料の減免の申請）

第18条 条例第19条の規定により占用料の減免を受けようとする者は、別記第12号様式による申請書を知事に提出しなければならない。（占用料の返還の申請）

第19条 条例第20条の規定により占用料の返還を受けようとする者は、別記第12号様式による申請書を知事に提出しなければならない。（占用の廃止の届出）

第20条 許可占有者は、その占用の期間の満了の日、占有物件を設ける必要がなくなった日又は条例第17条第1項の許可が取り消された日から10日以内に、条例第22条第1項本文の規定による原状の回復をした旨を別記第13号様式により知事に届け出なければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。別記第8号様式の次に次の5様式を加える。

別記第9号様式（第15条関係）

公共下水道敷地等占用許可（変更許可）申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏名又は名称 ㊟

次のとおり公共下水道の敷地等を占有したいので、北海道公共下水道条例施行規則第15条第1項（第2項）の規定により関係書類を添えて申請します。

1 占 用 の 目 的			
2 占 用 の 場 所			
3 占 用 の 面 積	平方メートル		
4 占 用 物 件	種 類	数 量	構 造

5 占 用 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
6 工 事 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
7 備 考			

注 1 既に占用の許可を受けた占用物件に係る変更又は継続の申請の場合は、当初の
占用許可指令書の写しを添付すること。
2 既に占用の許可を受けた占用物件に係る変更申請の場合は、変更の内容を「備
考」欄に記入すること。

別記第10号様式（第16条関係）

公共下水道の敷地等占用許可標識	
占有者の住所及び氏名（法人にあっ ては、その名称及び所在地並びに代 表者の氏名）	
占有の面積	平方メートル
占有の目的	
占有の期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号指令

注 縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とする。

別記第11号様式（第17条関係）

氏 名 等 変 更 届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所
氏名又は名称 ㊞

北海道公共下水道条例施行規則第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
氏名（法人にあつては、 その名称及び代表者の氏 名）		
住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）		

注 変更の内容を証する書面を添付すること。

別記第12号様式（第18条、第19条関係）

占用料減免（返還）申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏名又は名称 ㊞

占用料の減免（返還）を受けたいので、北海道公共下水道条例施行規則第18条（第19
条）の規定により、次のとおり申請します。

1 占 用 の 目 的			
2 占 用 の 場 所			
3 占 用 の 面 積			
4 占 用 物 件	名 称	数 量	構 造
5 占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
6 占用料の減免 （返還）を受けよ うとする理由			
7 占用料の減免 （返還）を受けよ うとする期間			
8 その他参考とな るべき事項	㊞		

別記第13号様式（第20条関係）

占 用 廃 止 届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所
氏名又は名称 ㊞

次のとおり占用を廃止し、原状に回復したので、北海道公共下水道条例施行規則第20

条の規定により、届け出ます。

1 占 用 物 件 の 名 称	
2 占 用 許 可 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号指令
4 占用を廃止した日	年 月 日

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第66号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項中「5,673」を「5,601」に改め、同部砂川市の項中「122」を「106」に改め、同部稚内市の項中「184」を「204」に改め、同部網走市の項中「505」を「445」に改め、同部苫小牧市の項中「918」を「834」に改め、同部帯広市の項中「918」を「858」に改め、同部音更町の項中「143」を「105」に改め、同別表の2の表

駐車場の部中 「 北斗市 216 」 を

「

札幌市	4,056
江別市	1,380
恵庭市	54
北広島市	243
石狩市	532
函館市	1,099
北斗市	216

」

「 江差町 123 」 を

「 江差町 123
小樽市 883 」 に改め、同部稚内市の

項中「170」を「188」に改める。

別表第4の北斗市の部の前に次のように加える。

札 幌 市	豊平団地駐車場	3,960円
	白樺団地駐車場	3,960円
	円山団地駐車場	3,960円
	真駒内A団地駐車場	3,960円
	真駒内B団地駐車場	3,960円
	真駒内C団地駐車場	3,960円
	真駒内D団地駐車場	3,960円
	真駒内E団地駐車場	3,960円
	真駒内F団地駐車場	3,960円
	真駒内G団地駐車場	3,960円
	真駒内H団地駐車場	3,960円
	栄町団地駐車場	3,960円
	山元団地駐車場	3,960円
	東苗穂団地駐車場	3,960円
	栄通団地駐車場	3,960円
	苗穂グリーン団地駐車場	3,960円
	琴似八軒団地駐車場	3,960円
	苗穂第2グリーン団地駐車場	3,960円
	発寒団地駐車場	3,960円
	厚別団地駐車場	3,960円
	厚別光陽団地駐車場	3,960円
	山の手団地駐車場	3,960円
	大谷地団地駐車場	3,960円
	豊平公園団地駐車場	3,960円

	季実の里団地駐車場	3,960円
	季実の里B団地駐車場	3,960円
	光星第4団地駐車場	3,960円
江 別 市	大麻中町団地駐車場	3,040円
	大麻宮町団地駐車場	3,040円
	大麻沢町団地駐車場	3,040円
	大麻南樹町団地駐車場	3,040円
	大麻西町団地駐車場	3,040円
恵 庭 市	恵み野団地駐車場	3,040円
北 広 島 市	広葉町団地駐車場	3,040円
	泉町団地駐車場	3,040円
石 狩 市	花畔団地駐車場	3,040円
	グリーンコート花川団地駐車場	3,040円
	センターコート花川団地駐車場	3,040円
	樽川北団地駐車場	3,040円
函 館 市	弥生町団地駐車場	3,430円
	湯浜町団地駐車場	3,430円
	旭岡団地駐車場	3,430円
	旭町団地駐車場	3,430円
	駒場町団地駐車場	3,430円
	柳町団地駐車場	3,430円
	大川町団地駐車場	3,430円
	人見町団地駐車場	3,430円
	サニータウンみはら団地駐車場	3,430円
	住吉団地駐車場	3,430円
	宝来団地駐車場	3,430円
	ガーデンヒル旭岡団地駐車場	3,430円
	的場町団地駐車場	3,430円
	高田屋通団地駐車場	3,430円

別表第4の北斗市の部中「大野中央団地駐車場」を「本町中央団地駐車場」に改め、同表の江差町の部の次に次のように加える。

小 樽 市	最上団地駐車場	3,040円
	新光団地駐車場	3,040円
	桜町団地駐車場	3,040円
	塩谷団地駐車場	3,040円
	高島団地駐車場	3,040円
	新光53団地駐車場	3,040円
	オタモイ西団地駐車場	3,040円
	桜東団地駐車場	3,040円
	入船第2団地駐車場	3,040円
	望洋団地駐車場	3,040円
	銭函西団地駐車場	3,040円
	奥沢中央団地駐車場	3,040円

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項、砂川市の項、稚内市の項、苫小牧市の項、帯広市の項及び音更町の項の改正規定並びに同別表の2の表駐車場の部稚内市の項の改正規定並びに別表第4の表北斗市の部の改正規定は、同年3月31日から施行する。

北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第67号

北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則
北海道労働委員会事務局の組織に関する規則（昭和41年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

「
第2条中 総務課
 審査課
 」
を「総務審査課」に改める。

第2条の2中「総務課」を「課」に改める。

第3条の総務課の事項中「総務課」を「総務審査課」に改め、同事項第2号中「局内各課」を「局内」に改め、同事項第13号中「、事務局長及び事務局次長」を「及び事務局長」に改め、同事項第14号中「他課」を「調整課」に改め、同号を同事項第19号とし、同事項第13号の次に次の5号を加える。 (14) 労働組合の資格審査に関すること。 (15) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の認定及び告示に関すること。 (16) 不当労働行為に関すること。 (17) 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関すること。 (18) 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条の請求に関すること。 第3条の審査課の事項を削り、同条の調整課の事項に次の1号を加える。 (4) 個別的労使紛争のあっせんに関すること。 第5条第1項の表事務局の部次長の項を削る。 第5条の2第1項の表事務局の部を削り、同条第2項を削る。 別表第2運転技術員の項を削る。 附 則 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる組織の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる組織の相当の職員となるものとする。 <table border="1"><tr><td>労働委員会事務局総務課</td><td>労働委員会事務局総務審査課</td></tr><tr><td>労働委員会事務局審査課</td><td>労働委員会事務局総務審査課</td></tr><tr><td>労働委員会事務局（個別的労使紛争に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）</td><td>労働委員会事務局調整課</td></tr></table> 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。 平成18年3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第68号 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則を廃止する規則 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則（平成14年北海道規則第83号）は、廃止する。	労働委員会事務局総務課	労働委員会事務局総務審査課	労働委員会事務局審査課	労働委員会事務局総務審査課	労働委員会事務局（個別的労使紛争に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	労働委員会事務局調整課	附 則 この規則は、平成18年4月1日から施行する。 <table><tr><th>訓</th><th>令</th></tr></table> 北海道訓令第9号 本 庁 出 先 機 関 北海道建築物等保全規程を次のように定める。 平成18年3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道建築物等保全規程 （目的） 第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、知事の管理に属する建築物及び建築設備（これらのうち道が借り受けて使用しているものを除く。）並びに附帯施設（以下「建築物等」という。）について、建築物等の点検及び保守、修繕並びに改修（以下これらを「保全」という。）に関し必要な事項を定め、建築物等の適切な保全及び長期にわたる機能の維持を図ることを目的とする。 （保全の統括） 第2条 総務部長は、建築物等の保全の適正を期するため、その保全に関する事務を統一し、及び必要な調整を行うものとする。 2 総務部長は、建築物等の保全の適正を図るため必要があるときは、部長（北海道部設置条例（昭和27年北海道条例第91号）に定める部の長をいう。）、部局長（北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）第3章に規定する出先機関（同規則第4条の規定に基づき設置された出先機関を含む。以下「出先機関」という。）のうち北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）別表第1の左欄に掲げるものの長をいう。）及び地方部局長（出先機関のうち財務規則別表第1の右欄に掲げるものの長をいう。）（以下これらを「施設管理者」という。）に対し、実地について調査し、保全の状況に関する資料若しくは報告を求め、又はその結果に基づいて必要な措置を講じるよう求めることができる。 3 総務部長は、前項の規定による措置を行おうとするときは、関係の部長を経由することができる。 （保全の実施） 第3条 施設管理者は、建築物等の保全を経済的かつ効率的に行い、その機能の維持及び性能の確保を図るため、必要な措置を講じなければならない。	訓	令
労働委員会事務局総務課	労働委員会事務局総務審査課								
労働委員会事務局審査課	労働委員会事務局総務審査課								
労働委員会事務局（個別的労使紛争に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	労働委員会事務局調整課								
訓	令								

2 施設管理者は、建築物等の保全のために必要があるときは、所在地を所管する支庁長に、技術的な調査を依頼し、及び助言を求めることができる。
（長期保全計画の作成）

第4条 施設管理者は、建築物等ごとに、建築物等の保全に係る計画（以下「長期保全計画」という。）を当該建築物等の使用開始後、速やかに作成しなければならない。

2 長期保全計画に係る建築物等の区分及びその耐用年数並びに更新の対象となる部材及び機器類並びにこれらの更新の周期は、総務部長が定める。

3 施設管理者は、建築物等の修繕若しくは改修又は総務部長の指示により長期保全計画を変更する必要があるときは、速やかにその変更を行うものとする。

4 道が設置した公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）で指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理するものに係る長期保全計画は、当該公の施設を所管する部長が作成するものとする。
（保全の実施に関する記録等）

第5条 施設管理者は、建築物等の保全に関する記録を総務部長が定める様式に記載し、及びこれを当該建築物等に備え置かなければならない。この場合において、指定管理者が管理する建築物等については、当該建築物等を所管する部課等に備え置くものとする。
（施設整備計画の作成）

第6条 施設管理者は、別に定めがあるものを除き、翌年度において、建築物等の修繕又は改修であって、工事費が250万円を超える見込みであるものを行おうとするときは、当該年度の総務部長が定める日までに施設の整備に関する計画書（以下「施設整備計画書」という。）を作成し、関係の部長を経由して総務部長に提出しなければならない。

2 道が設置した公の施設で指定管理者が管理するものを所管する部長は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）第8条の協定により道が修繕又は改修を行おうとする場合において、その工事費が250万円を超える見込みであるときは、施設整備計画書を作成し、総務部長に提出しなければならない。

3 施設管理者は、前2項の規定により提出した施設整備計画書の内容を変更したときは、その都度、これらの規定の例により、その内容を総務部長に提出しなければならない。
（長期保全計画に係る適用除外の建築物等）

第7条 次の各号のいずれかに該当する建築物等については、長期保全計画の作成を要しない。
（1）延床面積が100平方メートル以下の建築物等（主たる建築物の外部に所在する従たる建築物等の内部に設置された機器及び設備を除く。）
（2）車庫、倉庫、温室及び畜舎等の附属的な用途に供する建築物等
（3）専ら機器又は設備を保護する目的で利用されている簡易な建築物等（主たる建築物の

外部に所在する従たる建築物等の内部に設置された機器及び設備を除く。）
（4）土木構造物等に付随して建設された建築物等で、主な用途又は目的が当該土木構造物等の運用又は機能維持に係る機器並びに設備を保護するために利用されているもの
（5）仮設の建築物等
（6）展示する目的で、移設、復元及び保存をしている建築物等及び指定有形文化財又は登録有形文化財である建築物等
（7）その他総務部長が指定するもの
（準用）

第8条 第6条の規定は、建築物等の新築、増築又は改築及び解体等について準用する。この場合において、同条中「修繕又は改修」とあるのは、「新築、増築又は改築及び解体等」と読み替えるものとする。
（委任）

第9条 この訓令に定めるもののほか、建築物等の保全に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

北海道訓令第10号

本 庁
出 先 機 関

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。
平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令
（北海道消防関係職員服制の一部改正）

第1条 北海道消防関係職員服制（昭和40年北海道訓令第52号）の一部を次のように改正する。

	「 総 務 部 危 機 対 策 室 防 別表第1の図中	「 総 務 部 危 機 対 策 室 防	「 総 務 部 危 機 対 策 局 防	「 支 庁 地 域 政 治	「 支 庁 地 域 振 興
	機 対	機 対	を 機 対	に、	を 機 対

興 部 長	支庁地域振興部地域政策課長（主幹）
を	
策 部 長	支庁地域政策部地域政策課長（主幹）
に、	
災 消 防 課 長	支庁地域振興部地域政策課主査
に、	
策 局 長	総務部危機対策局防災消防課主査
を	
策 室 長	総務部危機対策局防災消防課主査
に、	
を	
	総務部危機対策室防災消防課主幹
	に改める。

(北海道職員被服貸付規程の一部改正)

第2条 北海道職員被服貸付規程（昭和41年北海道訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務部法制文書課」を「総務部人事局法制文書課」に改め、「収受発送又は」を削り、「文書館」を「総務部人事局法制文書課文書館」に、「総務部危機対策室防災消防課防災航空室」を「総務部危機対策局防災消防課防災航空室」に、「水産孵化場又は栽培漁業総合センター」を「又は水産孵化場」に、「附属図書館」を「附属総合情報センター」に、「附属情報センター」を「附属総合情報センター」に改め、「肢体不自由者訓練センター」、「もなみ学園」及び「及び肢体不自由者訓練センター」を削り、

保育士及び 児童指導員	運動衣（上下）	1	1	} もなみ学園にあっては、員 数を運動衣（上下）2、予 防衣1とする。
	予防衣	2	1	
	運動靴	1	2	} もなみ学園に勤務する者に 限る。
	浴場衣（上下）	1	1	
	エプロン	3	1	

を

保育士及び 児童指導員	運動衣（上下）	1	1		に改め、
	予防衣	2	1		

「、植物遺伝資源センター」を削る。

(北海道広報・広聴事務処理規程の一部改正)

第3条 北海道広報・広聴事務処理規程（昭和42年北海道訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「代表課の課長」を「代表課等の課長又は参事」に、「地域政策部長」を「地域振興部長」に改める。

第9条第1項を次のように改める。

部及び出納局の代表課等並びに支庁地域振興部地域政策課に広報広聴総括担当者を置く。

第9条第2項中「代表課に」を「代表課等に」に、「代表課の課長の」を「代表課等の課長又は参事の」に、「当該支庁の部の代表課」を「当該支庁地域振興部地域政策課」に改め、同条第3項中「代表課」を「代表課等」に改める。

第10条第1項中「代表課」を「代表課等」に改める。

(北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程の一部改正)

第4条 北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程（平成8年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「企画振興部IT推進室情報政策課長」を「企画振興部科学IT振興局情報政策課長」に改める。

(北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部改正)

第5条 北海道職員の勤務発明等に関する規程（昭和60年北海道訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「総務部管財課長、企画振興部科学技術振興課参事」を「企画振興部科学技術振興局科学技術振興課参事」に改める。

第18条中「企画振興部科学技術振興課」を「企画振興部科学ⅠT振興局科学技術振興課」に改める。

(北海道診療車運営規程の一部改正)

第6条 北海道診療車運営規程（昭和28年北海道訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「保健福祉部地域医療課長（以下「地域医療課長」を「保健福祉部保健医療局医療政策課長（以下「医療政策課長」に、「保健福祉部地域保健課長（以下「地域保健課長」を「保健福祉部保健医療局健康推進課長（以下「健康推進課長」に改める。

第4条第2項及び第4項、第6条第1項及び第2項並びに第8条（見出しを含む。）中

「地域医療課長」を「医療政策課長」に、「地域保健課長」を「健康推進課長」に改める。
（北海道石炭対策本部設置規程の一部改正）

第7条 北海道石炭対策本部設置規程（昭和49年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「経済部資源エネルギー課」を「経済部産業立地推進局資源エネルギー課」に改める。
（北海道石狩湾地域開発本部規程の一部改正）

第8条 北海道石狩湾地域開発本部規程（昭和46年北海道訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「経済部産業立地課」を「経済部産業立地推進局産業立地課」に改める。
（中小企業労働相談所運営規程の一部改正）

第9条 中小企業労働相談所運営規程（昭和43年北海道訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「経済部商工労働観光課」を「産業振興部商工労働観光課」に改める。
（北海道北洋漁業対策本部設置規程の一部改正）

第10条 北海道北洋漁業対策本部設置規程（昭和61年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「水産林務部企画調整課」を「水産林務部総務課」に改める。
別表第1中「企画振興部地域振興室長」を「企画振興部地域振興・計画局長」に、「総務部財政課長」を「総務部財政局財政課長」に、「企画振興部地域振興室市町村課長」を「企画振興部地域振興・計画局市町村課長」に、「経済部経済政策室参事」を「経済部総務課参事」に、「経済部雇用対策課長」を「経済部労働局雇用労政課長」に改める。
（漁業取締船管理規程の一部改正）

第11条 漁業取締船管理規程（平成2年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「漁業指導課の職員」を「漁業管理課の職員」に、「第16条の漁業指導課の事項第4号」を「第16条の漁業管理課の事項第10号」に改める。

第11条から第15条までの規定中「漁業指導課長」を「漁業管理課長」に改める。
（競争入札参加者審査委員会規程の一部改正）

第12条 競争入札参加者審査委員会規程（昭和48年北海道訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「建設部建設管理室長」を「建設部建設管理局長」に改める。
別表中「情報政策課長」を「科学IT振興局情報政策課長」に、「事業調整課長」を「農村振興局事業調整課長」に、「建設管理室長 建設情報課長」を「建設管理局長 建設管理局长建設情報課長」に改め、「物品管理課長」を削る。

（地域振興対策協議会規程の廃止）

第13条 地域振興対策協議会規程（昭和44年北海道訓令第14号）は、廃止する。

附 則

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に第2条の規定による改正前の北海道職員被服貸付規程の規定に基づき貸付されている被服は、同条の規定による改正後の北海道職員被服貸付規程の規定に基づき貸付されたものとみなす。

北海道訓令第11号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令
北海道職員失業者退職手当支給規程（昭和50年北海道訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号中「第5条第4項」を「第6条の5第2項」に改める。
別記第1号様式（第2面）及び別記第2号様式（第2面）中「調 整 手 当」を「地 域 手 当」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日から平成18年9月29日までに退職した者の退職の月前6月の給与の総額についての北海道職員失業者退職手当支給規程第3条第4項の規定の適用については、同項第1号中「規定する基本給月額」とあるのは、「規定する基本給月額（平成17年10月から平成18年3月までの間については、北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第12号）による改正前の北海道職員等の退職手当に関する条例第5条第4項に規定する基本給月額）」とする。

3 この訓令の施行前に交付したこの訓令による改正前の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第1号様式による失業者の退職手当受給資格票は、この訓令による改正後の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第1号様式による失業者の退職手当受給資格票とみなす。

北海道訓令第12号

本 庁
出 先 機 関

北海道公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年 3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道公印規程の一部を改正する訓令 北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）の一部を次のように改正する。 第2条第3号オ中「出納局長」の次に「、本庁の局長（出納局長を除く。以下同じ。）」を、「課長」の次に「、センター長、所長（課に置くセンターの所長を除く。以下同じ。）若しくは北海道立文書館長」を加える。 第7条第1項第4号中「代表課長」を「代表課等の課長又は参事」に改める。 別表中「室長印」を「局長印及び室長印」に、「本庁の課長印」を「本庁の課長印、センター長印、所長印及び北海道立文書館長印」に改める。 附 則 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。	北海道 北海道選挙管理委員会 北海道人事委員会 北海道監査委員会 北海道議会 北海道企業局 訓令
北海道 北海道教育委員会 北海道警察本部 訓令	北海道 北海道選挙管理委員会 北海道人事委員会 北海道監査委員会 北海道議会 北海道企業局 訓令第1号 庁 中 一 般 部 局 北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄 北海道代表監査委員 徳 永 光 孝 北海道議会議長 高 橋 文 明 北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博 北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 北海道職員安全衛生管理規程（平成16年北海道・北海道選挙管理委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道議会・北海道企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第7条第2項中「総務部次長（総務部長の指名する次長とする。以下同じ。）」を「総務部人事局長」に改める。 第8条第2項中「総務部職員厚生課長」を「総務部人事局職員厚生課長」に改める。 第9条第2項中「総務部次長」を「総務部人事局長」に改める。 第24条中「総務部職員厚生課」を「総務部人事局職員厚生課」に改める。 第25条第3項中「総務部職員厚生課」を「総務部人事局職員厚生課」に、「支庁総務部総務課」を「支庁地域振興部総務課」に改める。 第26条第3項中「総務部職員厚生課」を「総務部人事局職員厚生課」に改める。
北海道 北海道教育委員会 北海道警察本部 訓令第7号 庁 中 一 般 部 局 北海道生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年 3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興 北海道警察本部長 樋 口 建 史 北海道生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道生涯学習推進本部設置規程（平成2年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第7条中「北海道教育庁生涯学習部生涯学習課」を「北海道教育庁生涯学習部生涯学習推進局生涯学習課」に改める。 附 則 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。	

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。